

**ナイジェリア国
送電網強化事業
(協力準備調査(有償))
スコーピング案**

日時 平成 26 年 9 月 1 日 (月) 14 : 00 ~ 17 : 28

場所 JICA 本部 112 会議室

(独) 国際協力機構

助言委員（敬称省略）

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野
助教

清水谷 卓 山口大学 大学研究推進機構 研究推進戦略部 URA

田中 充 法政大学 社会学部及び地域研究センター 教授

二宮 浩輔 山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 准教授

原嶋 洋平 拓殖大学 国際学部 教授

米田 久美子 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

JICA

< 事業主管部 >

丸尾 信 アフリカ部 アフリカ第一課 企画役

大嶋 健介 アフリカ部 アフリカ第一課

< 事務局 >

長瀬 利雄 審査部 環境社会配慮 審査課 課長

土生 真弘 審査部 環境社会配慮 審査課

柴田 夕羽 審査部 環境社会配慮 審査課

オブザーバー

不二葦 教治 八千代エンジニアリング株式会社

樺沢 麻美 ビコーズインスチチュート株式会社

奥澤 信二郎 株式会社エー・エス・エンジニアリング

午後2時00分開会

長瀬 時間になってまだお二人いらっやっやらないのですけれども、一応4名委員の方そろっていただいたので、始めさせていただいてもよろしいでしょうか。

では、ナイジェリアの送電網強化事業についてのスコーピング案のワーキンググループを始めさせていただきます。

まず、主査を決めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

原嶋委員 ゼロからスタートなのでやってもいいですよ。やりましょう。

長瀬 よろしくお願いいたします。

原嶋主査 新しい期に変わったのでゼロからスタートですよ。

それでは、お手元の資料が今日は補足資料があるのですね。これはどういう趣旨、補足資料について先に説明していただいたほうがいいのか、それは途中で説明をしていただくのです。

長瀬 通常であればそれぞれの関連する質問とかコメントのところの説明していただくのが一番わかりやすいかと思いますが。

原嶋主査 では、石田先生まだいらっやっやらないので、石田先生のところを後回しにしながら、順次質問、回答のペーパーに従って進めさせていただきたいと思しますので、それぞれの箇所でコメントなりお願いします。

ということで、1番目、2番目、3番目は石田先生でございまして、早速4番目は米田先生ですね。

米田委員 このあたりは皆さん基本的には同じような質問でマスタープランがないのかということで、私のほうはさらにこの2万という目標値が挙げられているけれども、このプロジェクトはその目標値にどれだけ貢献するのだろうか、このプロジェクトのあとにまたさらにどれだけ必要なのだろうかということのを伺いたかったという質問です。

ご回答いただいていますように送電量というのがそう簡単に計算できないというのはよくわかるのですが、最後のほうに1万MWを想定しているというお話なので、大体半分という理解でよろしいのでしょうか。

大嶋 計画に全体に必要な送電量としては今2万MWというところで、その内のとりあえず1番目のあとどうにかしましょうということで、ナイジェリア政府と計画を立てているという状況です。ここに書かせていただいているのは今回対象になっている地域のラゴス州、オグン州では1万MWの内の3分の1くらいが該当するというので、今のお話であればその中の3,000MW程度に貢献することにするのですよということになるかと思えます。

米田委員 わかりました。

原嶋主査 そもそもマスタープランの問題はもうほとんどの先生、ほとんど全員から出ているのですけれども、率直に言ってマスタープランの協力からしたほうがいい

のではないかと、例えばそういう素朴な疑問もあります。

あと個別では全部は承知しておりませんが、送電網の整備の前に発電容量の適切な配置を考えて、送電しなくても、場合によっては、送電網が少ない形での電力供給の充足ということもあると思うのですけれども、今の段階で送電網が不要だと思っているわけではないのだけれども、先行しているというのは、先方の要請もあるんでしょうけれども、どういう背景があるのかというと、マスタープランそのものというのは今後どういう方向なのか、あるいはそれについてJICAさんは何らかの貢献とか考えていらっしゃるのか。将来できるマスタープランと筋違いの方向のことをされているとは思わないのですけれども、そこまでは思っていないけれども、そういう危険というのはないのか。その点教えていただけますか。

大嶋 まず、発電容量ですけれども、こちらのほうが整備のほうが先行して進められているという状況です。石田先生の3番でしょうか。失礼いたしました、1番の回答にもそう書かせていただいているところなのですけれども、まず発電のほうについては計画は立てられていて、需要に追いつこうとしていて。

ただし、その中で残念ながら、これは2番のほうになるのですけれども、そこから先の送電のことがあまりよくは考えられていなかった。送電設備というのは結局近くに燃料であるガスですとか石炭が取れるような地域にやはりつくらざるを得ない。あまりパイプラインが長いとまたそれはそれで影響がでますので、というところでまず発電のほうはそういうものが出る地域につくられる計画ができていているということですね。

ただし、そこから先消費地に延ばすための送電の部分についてはあまりよく計画は立てられていなかったというところで、送電のほうについても追っかけて早く整備をしなければということで今回要請をいただいたという状況です。

マスタープランなのですけれども、とりあえず1万MWに追いつきましょうというところをやっているのですけれども、これは将来的には2万MWまでふえるというところで、これは相当長い計画を立てなければなりません、というふうに考えられています。こちらも回答に入れさせていただきましたが、発電と送電の部分については、発電の部分については特にJICAが中心となって、また送電の部分については世銀が中心となってマスタープランを両方共同してつくりましょうという話を今進めている状況です。これは1万MWみたいな短期的な話ではなくて、将来的な、今考えているのは25年くらいを考えているのですけれども、ある程度長期の計画にのっとった包括的なマスタープランを今後策定していこうというふうに考えています。

ただ、そこまで待っていますと、今喫緊でも非常に電気が厳しい状況ですので対応できないというところで、今短期的な目標に応えつつそういうそういう長期的な支援をしていきたいと思います。

原嶋主査 そういう意味では、電力だから25年というのは決して長くはなくて、当

然そのくらいの期間は計画するんでしょうけれども、今回のことはどちらかということ
そういう短期的なミスマッチの解消みたいな意図も含んでいるという感じなんですか。
率直に言って細かいことは別ですけども、唐突に送電だけポンと、それも相当な規
模でやろうとしているのは、ちょっとそこはすごく違和感を感じるんですね。

あと関連して。恐らくはその次ですね、田中先生も。

田中委員 これは回答3ですかね。

原嶋主査 マスタープランとの兼ね合いですね。

田中委員 そうですね。これもう一回回答3のところを今読んでいるのですが、電源
開発、送電線開発については世界銀行で、それから電源開発についてはJICAの支援で
ということで、それぞれマスタープランのようなものをつくる、全国計画をつくる、
こういうことですね。なるほど。

この中で送電網については、現状の4,500MWから段階的に増強していくということ
なんですね。説明は了解しました。結構です。

原嶋主査 続いて7番の。

米田委員 同じ続きのような質問なのですけども、回答のほうでこのカナダの会
社が短期的な送電網評価計画をつくっているというのは、これは1万MWの話ですか。

大嶋 1万.....。

米田委員 その中で今回の変電所とか送電線はその計画の中で示されているという
ことですか。

原嶋主査 何か全体としてちょっとばらばらな感じはしますけれども、どうです。
何となく。

米田委員 その辺りもう少し最初に説明していただいたほうがよかったのかなとい
うこともあります。

原嶋主査 全体会合のときにちょっと出ましたけれども、時間のかかる計画という
か、整備に時間のかかることは当然なんんでしょうけれども、今回の送電網というのは
本当唐突な感じがしないでもないのですけれどもね。やはりそういう現地の要請が強
いのですか。

大嶋 そうです。非常に我々からするとちょっとわかりにくいかもしれないのです
けれども、まず電力が足りないというところで、発電だけはとにかくしましようとい
うことで計画を立てて、でも気づいてみれば送電も整備しないと。そういうった部
分ちょっとちぐはぐなところがあったのは事実です。それが先生方には唐突感とい
うところで見られるのかもしれませんが。全体の計画の中にそこは当てはめていって、
最終的にできるものとしてはナイジェリアの電力事情改善には資するものだとい
うふうに考えています。

原嶋主査 いずれにせよ最終的にまたコメントの議論はあるんでしょうけれども、将
来的につくられるマスタープランとの整合性みたいなものは当然見込んで進めていた

だくということは相談できるんですね。すみませんでは……

米田委員 結構です。

原嶋主査 続いて、8番、9番が私なんですけれども、率直に言って被影響世帯が今の規模ではすごく多いですね。これは本当にこんなに多いんですか。ちょっと見込みと実際って、ちょっと大ざっぱすぎやしないかという気もしないでもないですけれども、あまりにも多いので。1万世帯ということは、場合によってはちょっと何人で数えるかわからないけれども、3人とか、3人ということはないか、4人くらいかな、4万人から5万人近い人になると思うんですけれども、この見込みというのはどのくらいの精度なのかということですよ。

それと、もしこれだけの世帯が全員動くということ、この被影響世帯というのはそもそも動く可能性、移転の可能性があるとこのを指しているのですか、それともそうではなくて、ごめんなさい、ここでいう被影響世帯の内訳というか、本当に動かざるを得ないだろう人と、そうじゃなくていろいろな意味で影響を受けるだろうという人があると思うんですけれども、これはどういう、定義というのは大きさですけれども、1万世帯というのはどういう内訳でざっくりと試算されているのか、

樺沢氏 すみません、今回社会環境を担当しておりますコンサルタントの樺沢と申します。よろしくお願いします。

今回の1万世帯という数なのですけれども、まず送電線網の線形が決まっていないことからどのようにこの数値を出したかと申しますと、TCNのほうで世銀の援助でほかのところ送電網の案件を昨年その住民移転計画を作成しております。そちらのほう送電線の長さそのものは58kmでした。約たしか2,500くらいの世帯が影響を受けました。影響を受けたうち実際に動いたのは本当にわずかで、田畑に送電線がかかるといったような感じでした。

ただし、この世銀の案件はラゴス州でもオグン州でもないんですけれども、比較的人口密度がオグン州に近いです。オグン州というのは今回送電線がほとんど入ってくるところなんですけれども。その人口密度が近いので必要となる用地を計算して、それで元の世銀のほうの案件で1haあたりに大体何被影響世帯あったから今回の事業においてどのくらいの用地が必要だからという感じで単純に掛け算したものです。なのでこの1万世帯のうちどのくらいが実際に移転をしなければならないかとか、あるいは田畑の一部のところを通過するかということとはちょっと今の段階ではお答えできません。

原嶋主査 今のお話の中で2つ確認したいのは、その場合に58kmのケースで2,500世帯被影響世帯だった、それはその被影響でほんのわずかしが移転しなかったというほんのわずかというのはどのくらいかというのはどのくらいかわからないですけれども、その被影響世帯というどういうケースまで指してる。いろいろありますよね、やはり線引きしているいろいろあると思うのですけれども、具体的に送電線のケースで何を持っ

て被影響世帯として含めているのか。移転している人は当然被影響世帯ですけども、それ以外にもあるわけですけども、そのほうが多いわけです。それはどういうケースですか。具体的には、典型的にはどういうケースを指すのですか。単に上に走っているとか。

樺沢氏 そうです。住居の場合は……

原嶋主査 テレビが見れなくなるとか。

樺沢氏 そこまでは。結局土地か土地以外の資産に影響が出たということです。もしそこに、土地は所有できないので、ナイジェリアでは、あくまでも利用権なんですね。99年の利用権という形で、借地権という形です。そこに家があればもちろん、そのライトオブウェイの中に、用地内に家があれば家は移転しなければならない。畑の場合ですと、もちろん畑とか、あとはプランテーション、樹木を植えている果樹園であったりとかそういうものを持っている場合ももちろん、その土地は一応用地として取得されてしまいますので、そういう人たちも。あとは造成中で何か自分がしようと思って借地権は持っていたんだけども放っておいた土地なども、要するに……

原嶋主査 被影響世帯というのは借地権を持っている人が典型的なケースとしてあるわけですね。

樺沢氏 借地権あるいは世銀のあれに従って元の他の州でやられたものも世銀のプロジェクトですので、借地権を持っていないけれども、そこで……

原嶋主査 事実上いるということ。

樺沢氏 はい、占拠してしまっている方も。

原嶋主査 事実上プランテーションしているとかそういうことですか。

樺沢氏 はい。

原嶋主査 ということは、では移転は実際に住まいを移転しなければいけない人は少ないかもしれないけれども、とにかく1万世帯だったらそれは多くの人はその中で、権利がないかどうかは別にしても、プランテーションとか農耕とかなんかをしている可能性がある人が典型としてあるわけですね。

樺沢氏 そうです。

原嶋主査 で、58kmについて2,500世帯のケースがあったので……

樺沢氏 大体4倍になるので今回はという。

原嶋主査 結構大ざっぱですね、その数字は。

樺沢氏 そうです。大ざっぱです、すみません。

大嶋 今回線形がまだわかっていませんで、

原嶋主査 200kmぐらいといったね、全体はね。

大嶋 その中でやはり、ただ我々のほうとしてもこういう影響を過小評価はしたくなかったものですから、近いものからやはり引っ張ってきてある程度のことは覚悟した上で取り組もうと思ってました。

原嶋主査 でも、もうちょっと精度高いと思いますけれども、わかりました。とりあえずすごく多いと。9番ですけれども、結局これからステークホルダーミーティングがJICAのガイドラインのルールと先方のルールに従って行われるのでしょけれども、タイミング的にはこれは線形、ステークホルダー、要は移転ないし被影響世帯が特定するタイミングとステークホルダー協議ないしその会議が行われるタイミングというのは、タイミングがずれる心配はないのかという素朴な質問です。ステークホルダーミーティングが終わってから線形が決まるとかね。だからそういうタイミングのずれが起きる心配はないのかというのが懸念としてあって、それが9番なのですけれども。

これは、結局線形が決まらなると実際の被影響住民は特定されないわけですね、それははっきりしているわけですね。線形が決まるのは相当先というか、段取りとしてはスコーピングが終わって、アセスが終わって、その詳細設計かな、どこで決まる。

大嶋 最終的な線形が決まるタイミングは……

原嶋主査 線形というか、被影響住民を特定されるのは。

大嶋 被影響住民の数は今の線形が決まってからですけれども。

原嶋主査 当然事実上同じなのですけれども。

大嶋 その前に67番のところでは回答させていただいているのですが、その前にステークホルダー会議を何回か開かせていただいて、例えば代替案、こういう線を引いたら、非常にこういう住民移転が多くなりますけれども、こういうふうだったら少なくなります。幾つかあわせてステークホルダー会議の中で比肩をさせていただきながら、線形のほうを決めていきたいというふうに考えています。

原嶋主査 なんかタイミングの。

大嶋 それを経て最終的に線形が決まると。

原嶋主査 ある程度決まって自分が影響を受けるかもしれないとって意見を述べる機会が与えられるというか、そういう問題ですか。ではそれは確保はできるということですね。わかりました。すみませんちょっと長くなって。

では、次10番、11番ですね、二宮委員ですね。

二宮委員 10番、11番、森林に関することなのですけれども、これお答えをいただいたのですけれども、これを読んでもよく分からないですが。保護地区というふうに、翻訳の問題かもしれないのですけれども、書いてあるのは自然生態系保護を目的としないのですか。保護地区なのだけれども、保護が目的ではない。

大嶋 森林そのものを守ろうとしているということで、木が植わっている地域としての保護であるということと、生態系の保護ということではないと。

二宮委員 木が植わっている状態を保護するということは、木を例えばそこで伐採をしたりすることにはかなり制約があるわけですね。

樺沢氏 保護地区、現地の名前ではフォレストリザーブというような名称が使われています。ほとんどが、そもそもそのフォレストリザーブがつくられたのも森林資源

の管理を目的にしている、そこの中の自然生態系を保護するといったような環境保護の目的ではなく、いかに森林資源を有効利用というか、生産もして管理するという形を目的としたところが非常に多くあります。現在もそれはオグン州、ほとんどの対象地域周辺の保護地区というのはオグン州の管轄下にあるのですが、オグン州はフォレストプロジェクトというのを持っていて、この中でも対象地域の周辺にある保護地区の中でも一番大きいオモフォレストリザーブというのがあるのですが、そこの中でも積極的にパルプ材ですとか、あとはチークといったものをとにかく生産してパルプインダストリー産業に提供するためにその管理を行う場所と。だから、どちらかというと言葉に非常に意味合い的には近いものになっております。ただそこを州でプロジェクトとして実行して管理してそれで州の売り上げを得ているという感じです。

二宮委員 そうすると、その地区の森林というのはいわゆるサステイナブルな形で管理されていないといけないと思うのですが、減ってるというのはどういう。

樺沢氏 その生産するための森林地帯というのはあるんですけども、それ以外にも要するに道路が中をかなり入って行ってたりとか、恐らくそれはもちろん森林の生産したものを、製品を運ぶためというのもあるのでしょうかけれども、そもそもその中に居住している人たちもいて、それを要するにあまり真剣には規制していないようでして。1999年の報告でも既にオモという大きいフォレストリザーブの中に1万人くらいの人がいるというような情報もあります。それがもう2000年前後ですので、今はもっと増えているかと思えます。

グーグルアースとかで保護地区のところを見ても中に田畑ができてしまっているんですね。森のところはもちろんあるのですが、そこが植林がされているところで、あとのところには人が住んでいたり、人が住んでいるところももちろんはっきり見えますし。道路も見えますし、田畑ができていて、そういう意味での、要は生産をしていないところの自然林を守ろうというような管理というのができていないというような印象です。

二宮委員 では、結論としてはきちんとマネージされていないということですね。

樺沢氏 そうです。

二宮委員 ですから、今回送電線の整備に関しても、森林資源を保護するような形でEIAをやったり、例えば線形を決めていったりということが求められるのですが、実際には現地ではあまりそういうことが、例えばこちらがJICAがアドバイスしたり助言を出したりしても、うまくそれが反映されてマネージされるかどうかというのは甚だ危うい。

樺沢氏 そうですね。まず一つ最初の点は、まずこの保護地区に関して言えば、その周りの対象地域の保護地区が目的としているような活動に影響が出るか出ないかということがまず一つあって、それに関してはその事業をやるからと言って今ある保護

地区の状態がよくもならなければ悪くもならないといったような感じだと思われるんですね。

2番目に関しては、その事業をやることによって、先ほども、これからお話があるかと思うのですけれども、人が動かない、人を動かさないということを前提にすると今度は自然のところに影響が出てくるようになってくるわけで、それが起きたときにうまく植林であるとかそういう緩和策を取ってうまく実行されるかということ、これは多分その保護地区の状態から見ると、州の森林局とかというところに丸投げしてはだめだろうなど。恐らく現地のNGOとかをうまく活用してそういったような植林活動とかに務めていく方法があるのかなというふうに考えています。

二宮委員 わかりました。それでは、11番はそういうことを勘案してマネージしていただきたいという意味の助言だったのですけれども、ちょっと状況を聞く限りではこの助言を一つ書いただけで何かが変わるような感じもあまりしないのですけれども、やはり先ほどのマスタープランの件もそうですけれども、やはりきちっとしたルールをつくってそれをしかもちゃんと運営して行って適切に管理していくということ全体がかなり危うい感じがするので、そのところが多分個人的にはこの案件を支援するときのすごく大事なポイントかなと思います。多分すぐが変わるという状況ではないのでしょうから、一方でキャパビルみたいなこともやっておられるのだと思うのですけれども、ちょっとやっかいな感じが印象としてはしました。

樺沢氏 国としては森林政策にすごい興味があって、レッドのことをやろうとしたりとかということもあるので。

二宮委員 それはコメントでも出てくるのですけれども、レインフォレストとか、今日出だしていただいた追加の資料でもありますけれども、マングローブだとかという一定面積の集積があるので、こういうものは貴重な国の資源として保護していくべきなのでしょうけれども、あまり管理されていないんですね。わかりました。助言に残したいと思います。

原嶋主査 念のため確認ですけれども、性質はともかくとして、この森林保護区にはこの事業そのものは実施、回避して設置するということによろしいですか。

樺沢氏 そうです。事業がそのまま……

原嶋主査 送電線の施設を保護区の中にドンと置くということはやらないということでもいいわけですね。それはしないと。

続いて、では12番、13番、14番、15番、16、17番。12から17ですか。

清水谷委員 まず12番ですけれども、この事前に配布された資料を見て地図を見ると実施される区域が3つ、もしかよく見ると4つに分かれているかも知れない、独立した形で。それをなんか一括してやるよりも、そもそもこれは個別にEIAをやってそれぞれしっかり一つ一つ見ていったほうがいいのではないかというそもそもの疑問があってこういう質問をさせていただいております。

いただいた回答では、EIAの報告書の中においてそれぞれの地区に分けて調査結果と評価を対策を記載するだろうということのお考えなのですが、それをもっと発展させて、例えば最初にA地区をやるとして、A地区で出てきた問題の対策を次のB地区で対策を盛り込めるように何かEIAを実施するタイミングを少しずらして、最終的に3カ所4カ所全体をやっていくということは可能なのでしょうか。

大嶋 実際の手続き的にずれることはあるんだとは思いますが、先方の環境省とどういうふうに区分けをするかということによるとは思うのですが、一回でいいというのだったら一回になっちゃうんですけども。

奥澤氏 私自然環境担当の奥澤と申します。

今のちょっと明確には言えないんですけども、結局これ最初に事業計画書とアプリケーション本文と言いますか出しまして、向こうでスクリーニングするんですね。連邦環境省が。そこでどういうかというのがかなり裁量的な面がどうもあるみたいで、ですからそれを聞かないとわからないというか、という面があるんですけどもね。

清水谷委員 そのときこちらの連邦環境省ですか、のほうに提示されるときに、このようなタイミングでやっていきますという実施計画の区分というのを、あらかじめ時期をずらしたような形で提示されれば、向こうもその意図がわかっているからそれを検討していただくということはできないですか。一遍にこの計画に対してこうやりますということ全部一斉にやるような形の計画を出したら、それに対する計画に対してオーケーかどうかというふうになるかと思うんですけども、最初からこちらから出す計画書をそれぞれ地区に分けて少しずらしながらやるような形で、最初にやったときの知見を次のところに生かしながらやるというような形の計画というのは、逆に提出時の計画を工夫することによってできないですか。

大嶋 計画の段階で、例えば先方に示す中でこういうタイミング、実際には地区ごとにずれるとするならば、そういった先に先行した事例についての教訓を次の回に反映させましょうというようなことで提案していくというのはありだとは思いますが。

清水谷委員 何か今回かなりわからない部分が多いように感じるので、逆に一つ目をしっかりやって、それでわかったこと、何を押さえないといけないかというようなところも含めて2つ目、3つ目というところで反映させていくような手法をとられるほうが何となくよいと思います。

原嶋主査 工事はタイムラグが出るんですか。幾つか実際サイクルが少しずれてますよね、当然、200kmもあるわけですから。工期というのは相当、最初どこから手をつけるかによるんでしょうけれども、工事する期間というのは相当ずれが起きるんですか。それにもよりますよね。

大嶋 実際にこの事業全部が基本設計が終わりましたという段階では終わってなければなりませんので、その後にもまた工事が。

原嶋主査 設計とか準備はあるんですけども、実際にここから工事始めますと、

設計が終わって。そこから、そこでかなり最初から完成するまで相当期間があるのか、それともそんなにタイムラグなく、やり方にもよるんでしょうけれども、200kmとかあれでしょうけれども、そういう工期ね、実際に工事する期間はどのくらいを見込んで。

不二葦氏 コンサルタント八千代エンジニアリングの不二葦と申します。

今回のプロジェクト相当な規模になりますので、一つのコントラクターに発注するというよりは入札の段階で幾つかのロットに分けるような形になると思います。そうするとまず入札で同時に契約が成立すればいいのですけれども、成立しないこともあり得ますので、そうすると工事開始のタイミングがバラバラになるというのはいり得ると思います。

あとは、建設の工期ですけれども、通常ですと複数のロットに分けた場合、1ロット分での工期というのは1年程度になるかと思います。

原嶋主査 ただ、ロット単位でEIAダブるんじゃないかと、そういうことですよ。ロットとは言わないけれども、ある程度の単位ごとにずらしてEIAもしたほうが前のケースの教訓が生かされるんじゃないか。

清水谷委員 すべて類似したものですので、最初のロットのほうについてしっかりやって、それでそのときの知見を後のほうに生かせるような設計をしていただければ一番科学的というか。

原嶋主査 あとはルールですよ、事業単位をどういうふうにとらえるかというそういうルールの問題もありますよね。そこは問題もありますよね。

田中委員 ちょっと関連でいいですか。今日お配りいただいた補足資料3というのにわかりやすい図が入っていて、この赤い対象事業ですか、赤と青ですよ。結構これは距離があるし、それからもう一つ随分離れているところにもこれありますよね。だから、今の話のように。こういう場合の道路事業とかの場合には第1区間、第2区間と決めてやっていくわけですね。だから、今の話はそういうことかなと思ったのです。これだけ一気にこの線ができるわけじゃなくて、多分切って段階的に整備していくんだらうと思うのです。

そういうことはお考えになられていないのか。あるいは全体の予定、送電網の中で最初に着手すべき、つまりできるだけ急がれる、供用を開始したいという優先順位があるのかどうか、その点はいかがですか。

大嶋 施設の優先順位というお話なんですけれども、後々また出てくるのですが、今回どこそこの区間ということではなく全体で送電網を整備することによってお互いの送電線ごとで物を融通して行って、送電の能力を融通していくということが重要なので、どこが一番先ということだとなかなか言いづらいのではないのかなというふうに思います。一つ全部線がつながってより効果を発揮するものというふうには考えています。

田中委員 どこかに上流の例えば発電所があって、発電所から電流を送る、電気を送ると、そういうことではなくて、全体をネットワークにするということが目的であるということですか。

大嶋 はい。

田中委員 確かにこれ全体できないと機能しないですね。

大嶋 一部だけつながっていてもなかなか厳しいものだというふうに思います。

田中委員 ただ、いずれにしてもこれだけの距離があって、相当に広いので、工程区間を決めて段階的にやっていくというのは有用かもしれないですね。

大嶋 いろいろな都合から一斉にドンということで全部がEIAのほうに進むということはないとは思いますが、その中で例えば先に行われていく手続をやはりそこで何か教訓みたいなものを次回で、それが全部終わらなくても次回のそういう同じ解法でつなげていくということは、動かすことはできると思いますが。全部終わってからも一つというところちょっと厳しいかなと。

原嶋主査 完全じゃないけれども、道路の場合はご承知のとおりありますよね、それと同じようにということですよ。

協力準備調査ももう一括なのですか。それともこれは一括で、200km全部一括でやる。

清水谷委員 少なくとも地図上ではネットワークとおっしゃられるんですけども、独立しているのが幾つかあるので。

大嶋 ただ、これ自体もこの部分、既存の線とつながってたりするので。

原嶋主査 何となく全体像がわからない中で、今のおっしゃったようなこと。多分何か工夫は必要ですよ。

では、先にちょっと。

清水谷委員 13番ですが、この質問は、そもそもこのスコーピング案を連邦環境省に提出されるときにその代替案というのがしっかり出されるのかどうかというのがちょっと心配だったのでこのような質問をしております。回答を見ますと、今後このような助言委員会などを通じて作成されて連邦環境省に提出されるときには、スコーピング案を出されるときにはもう代替案ができていうふうに認識しておりますけれども、それでよろしいのでしょうか。

大嶋 はい。

清水谷委員 3つ目が、1ヵ月程度、スコーピング案を出してその承認が下りるまで1ヵ月程度かかるということは了解しました。

15番については、新たに写真等の情報をいただきまして、ありがとうございます。より具体的なイメージを現場のイメージを描くことができると思いますので、役に立ったと思います。ありがとうございます。

16番については、河川氾濫とかそういうものを起こす河川の有無等の資料を集めて

ますかという質問について、今後収集されるということで了解しました。

では続いて代替案にいいですか。

原嶋主査 はい、17番お願いします。

清水谷委員 17番ですが、やはり連邦環境省に提出されるスコーピング案プラスTOR案の件ですけれども、そこに代替案の内容を書かなくていいのかという素朴な質問です。法律上規則上代替案を書いた形での提出というふうになっていると思いますので、それを提出されるときに代替案を作成されるということでは理解しました。

ただ、いつどうやって適切な代替案をつくっていくかというのはまた別途、多分ほかの委員の方もいろいろ質問があると思うので、そのときにいろいろ議論させていただきたいと思います。

原嶋主査 多分代替案はちょっと問題になると思うんです。

18番。

田中委員 これ随分回答が長いね、読むのに時間かかりますよ、これ。

原嶋主査 代替案、そもそもね、ちょっと石田先生のところにかなり厳しく書いてあるんだけど、結構これ代替案の検討なの、本当に。本当にというか別にゼロオプションとやった場合の比較はされている、それはわかる、それは理解するしそれなりの効果はあるとは理解する。それと次の、特に被影響住民なんかに対するインパクトとの関係では代替案の検討は今されてない状況と言っても、厳しい言い方をすればそれに近いんですね。だから、それはみんな多分共通で、だから代替案の検討は事実上ゼロオプション以外との比較以外の代替案の検討はほとんどされてないんですけども、それで。

大嶋 これから行わせていただくと。

原嶋主査 タイミング的にはどういうタイミングになるんですか。今スコーピングなので次ドラフトファイナルレポートとかそういう段階にくるんでしょうけれども、それを今審査するとかその段階でかなり具体的な代替案が出てくるんですか。それはもうそこで期待できるんですか。タイミングいつになるかちょっとわからないんですけども。

清水谷委員 環境法律上、スコーピング案をFMEという機関に提出されるときには代替案というのを提出しないとイケないし。あともう1ヵ月以内ではもうつくられないとイケないと。

原嶋主査 今お話しされたのはその間に線形が決まってというふうにはとてもいかないわけですね。

大嶋 その線形を決める前の段階で。

原嶋主査 線形の幾つかの選択肢があるんでしょうけれども、そういうものを提示して、この線形だと何千人に影響します、この線形だと何百人ですとか、そういうところまではとてもいかに感じられるんですけども。

線形の決定が重要ですよ、インパクトに対する要素としては。その線形の選択肢というか、線形の代替案の検討というのはどのタイミングですのかということ、それがこれからいつ来るかわからないけれども、ドラフトファイナルレポートとかそういう段階で整っているのかどうか、その2つなんですけれども。

大嶋 まず、線形の最終的なところというのは代替案も含めてドラフトファイナルレポートの段階でお示しすることにはなるんですが、ただ、先ほどお話のあったとおり、その前に環境省のほうにこういう代替案に基づいてこういう検討を行っていますというところは提出をしなければならないので、そこについては代替案の検討をこれから始めていくということにしています。

原嶋主査 それはじゃあこのJICAのプロセスの中のドラフトファイナルレポートの段階では間に合う、示されると。

米田委員 その段階でもう既に決まっていて、特によくある、実質的に決まっていて、今さら変更の余地はないという状況になることはないのでしょうか。

大嶋 それをなるべくそこでこういうことはこの手続はよろしくないということ避けたいと思っておりますので、今回線形を例えば代替案を幾つか考える上で重要な点について検討させていただければ、というのが今回回答させていただいている趣旨になります。

原嶋主査 それはステークホルダー、線形の代替案をある程度あるんでしょうけれども、それを示して、それについてステークホルダーミーティングみたいなことをして、相手が場合によっては1万世帯とかになるわけですよ。どういうスケジュールなんですか、相当タイトなスケジュール。スケジュール的に、実現不可能とは言いませんけれども、これからスコーピングが次の段階、結構タイトじゃないですか、かなりタイトですね。1万世帯ですもんね、場合によっては、全部1万世帯になるかもしれないけれども。

樺沢氏 そうなんですけれども、変電所そのものは、コンポーネントが今回変電所と送電線網というふうになって、変電所はものによってはもうTCNによって用地の取得がされているものもあります、あるいは既存のものにつなげるという、既存の変電所につなげるというラインもありますので。コンポーネントによって非常に熟度がちょっと今違う状態でもあるわけですね。既存の変電所とあるいはもう用地が決まっている変電所とかの周りの送電線網に関しましては、要は大体こここの間を結ぶというの大まかなラインがあるわけですね。それが要するにそこと2つの点を結ぶことの関係上で何を避けなければいけないかという検討がされるわけですよ。ただ、点と点が決まっている場合がありますので、点と点が決まっているところに関してはステークホルダーに関しても、この州のこのエリアは被影響者世帯が出るだろうということは大まかには言えるのではないかと思います。

なので、ステークホルダーミーティングも段階的に、そもそもTCNの送電線網を引

くときに段階的にステークホルダー会議を行ってまして、州のレベルで行って、次のレベルで行って、だんだんキングダム、チーフダムにその協議を落としていくという形でやっておりますので。熟度が高いものに関しては話がどんどん進んでいくのではないかということになります。

原嶋主査 規模が大きいですよね。

田中委員 先ほど清水谷委員がおっしゃられた、調査結果、FMEですか。出すのはいつごろを予定されているですか。申請を出すタイミングというのは。

奥澤氏 今の予定では9月中旬、次回調査団が行って決めてからということですか。

田中委員 その段階では、申請書と併せて代替案検討した結果も添えて出すというお話でしたね。ということをおっしゃられたんじゃないかなかったですか。そういうことではない。

大嶋 代替案検討にはもうしばらくかかる。

田中委員 先ほど清水谷委員はそのように質問されました。

清水谷委員 実は新たに配っていただきました事前配付資料の一番最終ページにEIA調査のスケジュールということで、EIA関係の手続のタイミングと、それからJICA報告に基づいたものと分けていただけてつくっていただけてますよね。それで、連邦環境省にスコーピング案とTOR案を提出というのが10月中旬になっていまして、このドキュメントの中には検討されるべき代替案はこういうAとBとCがあるとかそういうような内容のものがあるというふうな理解なのですけども。もうそのA、B、Cがあるというだけではなくて、その中でもいろいろな調査をした結果そのうちのAに絞られましたというような形で出されるのか、どっちなのでしょう。

土生 この10月の中旬の段階でどういう形で出すかということですか。

今清水谷委員がおっしゃられた前者の形ですかね、完全に決めた形ではなくて、複数あるものをお示するという形になるかというふうに思います。

清水谷委員 その場合は実質の調査に入ったときにはそれぞれの代替案について現地調査をいろいろやっていかないといけないということにはなりますけれども、それでよろしいのですか。

大嶋 その中でも例えば現地調査、多分いろいろまちまちだと思います。全部一律、A案、B案、C案全部同じ調査をするということまで必要かどうかというのは状況によると思います。

田中委員 結局このスケジュール表でいきますと、今言った10月中旬に出されますね。その後のタイミングで事業計画として固まると言いますか、先ほど言ったように、それが固まれば影響者、被影響者の数だってわかってくるわけです。それはいつごろのタイミングになるんですか。

樺沢氏 すみません、住民移転の被影響者の。

田中委員 いや、事業計画として確定するのはいつごろですか、スケジュール。

不二葦氏 事業計画というのは送電線のルートの代替案の検討も含めて最終的にこのルートでいきますという計画という理解でいいですか。

田中委員 事業計画ですね、事業実施計画としてもいいかもしれませんね。

不二葦氏 その段階ですともう来年になりますね。

田中委員 そうすると、ごめんなさいね、これで見るとEIAの報告書案を出すのが1月末ぐらいを予定されていますね。このタイミングでは出てくるんですか、実施計画。

不二葦氏 そうですね。

田中委員 なぜそのことを確認したかということ、10月中旬のスコーピングとTOR案の段階ではまだ複数の案が併存していること。そこから先さらに調査をしていって代替案、複数案から一つの案に絞って、実施計画案が固まって、それに基づいて先ほど言うステークホルダーミーティングだとかをしていくと、こういうことですよ。

樺沢氏 いや、ものによってはステークホルダーの意見を伺いながらという形になっております。

田中委員 ものによっては。つまり、ルートなり代替案の中でどれが事業実施計画かということが固まらないとそうした関係地域が特定できないのではないかというそういう問題関心でお尋ねしたのですが。

大嶋 先ほど樺沢さんのほうからお話あった、A地点、B地点をつなぐという部分で、おのずと幾つか限られてくるとは思うので、絞られてくると思うんです。なので、ここで関係者の特定というのはそこまで大きく動くものではないと。

田中委員 そうすると、もう一つ手前のお尋ねとしては、代替案というのはそもそもどういふものをお考えですか。想定されて、今現時点で、9月初めですけれども、今の時点で考えられている、想定されている代替案はどういふことをお考えですか。

不二葦氏 今2地点を結ぶ送電線の代替案としていろいろなものがあるんですが、ここにアグバラという既設の変電所があります。この西側、このバダグリという地域に新しい変電所をつくろうとしている。この2地点を結ぶ送電線を計画するのですが。経済性だけを考えると、この黄色い線のように直線で結んでしまえばいいと。ただ、そうでしたら道も家も関係なく突っ切ることになります。今ここにこういうふうにギザギザに走っているのがこのラゴスとバダグリと結ぶエクスプレスウェイという道路です。この道路沿いに、ちょっとグレーに見えるこういうところが集落、道沿いにずっと集落が発達しています。そういうところを若干避けながら行くというのがこのブルーの案です。ただ、これでしたら住民移転は大規模には避けられないと。それを避けるためにこの道路沿いの居住地域を大きく避けて北側に迂回する、これ色が微妙に違うのですが、オレンジの案とそれから赤い案と2通りございます。それぞれ意図があって分けているのですが。ここのバダグリの変電所とここのアグバラの変電所を結ぶと。

さらに、このアグバラの北側に新アグバラの変電所というのをつくる計画もありまして、こことアグバラを結ぶ。既設のアグバラとバダグリを結ぶという、そういう3つの位置関係の中で、この赤の線というのは新アグバラと既設のアグバラを結ぶこの送電線のライトオブウェイというんですか、それを一部共用する案です。そうすると、ここの点から既設のアグバラというのは一つのライトオブウェイの中で4つの送電線が上に乗っかると。上の方向に送電線が乗っかりますので、そうするとこの2つの線形の中で住民移転なりライトオブウェイの確保が少なくて済むと、そういったアイデアになります。

さらに、この既設のアグバラからバダグリに電気を送るときに、電気の流れとしてはこの既設のアグバラからバダグリに送るか、もしくはこの新アグバラから真っ直ぐバダグリに持ってくるというアイデアもございます。そうすると、この辺をほぼ直線的に結ぶ形がいいのですが、そうすると家はほとんどないエリアを通すことになりませう。こういった形の今代替案をまさに検討しているところでして、これらの特質を比較しつつ、さらにはステーキホルダーの意見を踏まえてその最終案とする送電ルート案を固めるという形で進めております。

田中委員 なるほど。手元の資料でいくと、バクリーとアグバラのここですか、26kmのルートですかね。

そうすると、今これを検討していて、10月のFMEに出すときにはそれが併存するあるいは絞られた形で出すと、こういうことですかね。わかりました。

つまり、私は18番でちょっと申し上げた趣旨は、スコーピングを出す段階で代替案が示されて、例えばAルート、Bルート、Cルート、それを実は環境配慮の面あるいは社会配慮の面から見たらこの案のほうがより望ましい、あるいは影響が少ないのではないか、そういう判断というか、評価をするということがいいのではないかとということをご意図した訳ですね。だから、この段階では架空のルートで、架空というか例えば一番経済性だけで見れば直線ルートで引いて、それで環境面、社会面の評価をすることになりますが、実際にはもっと複雑と言いますか、バリエーションになるわけですね。そうすると、結局その影響評価をしても社会評価をしてもずれてしまうので、できたら代替案が整理された段階で、それを行うタイミングでスコーピングを行うのがいいのではないかと、そういう指摘です。

端的に言うと、もうちょっと後のタイミングで、9月の中旬ぐらいの段階でやるとよかつたんじゃないですか、というのが意図が含まれてはいるんです。というのは清水谷委員もおっしゃってるところだろうと思います。

原嶋主査 関連して、多分延長線なんでしょう。

二宮委員 同じですね、大体今の議論の中で含まれているんですけども、結局はここで代替案の議論がないので、代替案を議論する材料をつくるのがこの検討なのかと。そうすると、先ほど米田委員のご懸念と一緒に、その後のDFR等の議論のときに

はある程度具体的に進んでいるのではないかというこの懸念が、今先生方のご議論と私も同意見です。

原嶋主査 続いて23番ですね。

米田委員 はい。23番も同じことです。何も代替案が書かれていないので、一体どの程度の代替案ができるのだろうかと思って数も変わるのでしょうかという質問をさせていただいたのですが。数も変わる可能性があるというお話で、了解はしました。

原嶋主査 変電所は変わらないんですよ、変電所は変わらない。

米田委員 変電所は変わらないのですか。

原嶋主査 そうですね。送電線はこう変わってくる可能性があるんですね。

米田委員 それは、ルートが変わるだけではなくて数も変わるということですか。

原嶋主査 送電線の数の数え方にもよるでしょうね。

大嶋 先ほどのを共用するという話になると。

米田委員 (ルートを)三角にすればとか、そういうところで変わってくるということですね。

原嶋主査 続いて24番、25番、26番ですね。

清水谷委員 24番も同じような質問です。ステークホルダー協議を踏まえて適切に代替案検討を行いというのが回答の一部に書いてあるのですけれども、それで助言委員会の委員がそれに議論ができるのはDFR段階の助言委員会で提示しますということになり、結局代替案の議論に助言委員会の委員は入れないという状況なののですけれども、それをどうにか代替案検討の議論ができる機会というのを設けていただくことはできないのでしょうか。

原嶋主査 日程で言うと再来年の3月ぐらいにDFR、EIAの議論を助言委員会でできそうなタイミングになるんでしょうけれども、その段階では今のものがもう少し具体化して、それにそれぞれ影響がついてくるのでしょうかけれども、そこまでは提起されたほうがいいんじゃないですか、ということですよ。

そもそも今の絵は出てないんですけど、どこか出てましたっけ。今PDFの説明していただいた表というのは。

大嶋 入ってはいません。

原嶋主査 ないんですね、だから我々見てないんですよ、はっきり言って。今回初見ですよ。だから、今のものを精査されたものが来年の3月ぐらいに予定されているEIA、RAP、DFRの中には入ってくるんですかという質問ですね。入ってきますよね、入ってこないといけないんですよ。そこにはそれぞれの選択肢というか代替案による例えば被影響世帯の数とかそれ以外こうだこうだというインパクトの比較というのはある程度はされるわけですよ。それを求めているわけですよ。そこは必然求めているわけですよ。

清水谷委員 JICAの助言委員会、このガイドラインのプロセスからすれば、やはり

代替案の議論に対して委員会でやはり議論をするということが必要だと思うんですよ。その議論を飛ばした形で突然DFRで決まったものを助言委員会で何か議論することは、ガイドラインの趣旨からちょっと外れてくるのではないかと。

米田委員 FMEに出してしまった後ですよ。

原嶋主査 そうですね、FMEに出した段階ではもうその選択肢のうちどれかにはもう決定してるわけですよ。

大嶋 10月の段階でですか。

原嶋主査 ことしの10月にFMEに出すの、これはスコーピング案だから決定はしてないんです。決定はしてない。

大嶋 決定はしてないです。

原嶋主査 そうか、それでEIAの案を来年の1月、2月にFMEに出しますよ、この段階で代替案決定するというような感じなんですか。その後に助言委員会という話になる。そのタイミングを心配されているんですね。

米田委員 そうですね、FMEの許可とかの後になりますね。

長瀬 石田委員ですけれども、4時ごろに。

田中委員 ガイドラインの適用関係で、今、ガイドラインの11ページを見てるんですが。この手続のところでは11ページの6番ですかね、ここに書いてあるのかな。スコーピング案というのは一体何かということですよ、代替案というのはちゃんと書いてはあ

るんですよ。ということですよ。

原嶋主査 そうですね、書いてありますよね。

大嶋 すみません、今のお話ですけれども、10月半ばのFMEに出すスコーピング案の段階で、先生方のご意見を伺うという趣旨から、例えば幾つか、今こうやってありますけれども、この案について絞り込みを行ったものについてその前にご提出させていただいて、メール審議等お願いさせていただくことは可能でしょうか。ただし、その段階ではまだ住民とのステークホルダー会議というものができていないものがほとんどではあるかとは思うのですけれども、そこでコメントをいただくということで。

原嶋主査 というよりは、今の段階ではこういう選択肢があるということを示していただいて、これが実は今日初見なので、今までこれさえないと思っていたので。問題はだから、最終的に線形が決まる前に多分助言委員会としてこの予定で言えば来年の2月か3月ぐらいにドラフトのファイナルレポートの段階で、このメンバーかどうか知りませんが、議論があると。そこでちゃんとこの選択肢とこの結果が比較されて、その結果について議論されていけば、それはそれで問題はないんじゃないかと思えますけれどもね。今の段階は選択肢の明示で、それで大丈夫なんですよ。今の手続を間にはさむことが悪いというわけではないけれども。

大嶋 今の原嶋先生の話でよろしければ、はい、そちらのほうをとらせていただきます。

原嶋主査 問題はだからそれより前に決まっちゃって、決まった後に助言委員会だと逆に心配なわけですよ。もう決まっちゃいました、変えられません、助言委員会をまたドラフトなのでファイナルレポートの段階でやられてしまうと、多分ちょっと順番がおかしいんじゃないかということになってしまいうんじゃないかということですよ。

大嶋 はい。

原嶋主査 それとちょっと気になるのは、これを隠してた理由がよくわからないんですけれども。

大嶋 隠してたつもりは。

原嶋主査 出せばよかった。

大嶋 これは結構いろいろ必要なものなので……

原嶋主査 スコーピングの段階なので、ある程度のラフということはしょうがない部分もあって、これは出すべきだったんじゃないかと思うんです、逆に言うとね。それで誤解を招いた部分もあるんじゃないかと思うんですよ。というのは個人的な印象ですけれども。ほかの先生方のご意見をお願いします。

樺沢氏 現地では検討されてない、これからですよ。TCNとの検討がされてない。

田中委員 タイミングというか、この助言委員会の付議のタイミングをもうちょっとこういうのが整ってからされてもよかったんじゃないかというのが第一印象なんです。

原嶋主査 そもそもこの会議をさっき言ったタイミングにしてもよかったんじゃないか。

田中委員 そうなんです。

大嶋 調査のアンケートですね、熟度というか準備の部分に随分調査をしなければなりませんので、あらかじめタイミングをきちんとさせていただきかけた……

原嶋主査 距離によって被影響世帯を出してましたけれども、結局選択肢によって距離が変わってきますよね。その数もだから1万世帯とかじゃなくなるわけなので、その辺をもう少し、前いただいた資料との比較でみるとちょっと雑というかちょっとそんな感じはするので。

清水谷委員 このぐらい拡大した図が出てきますと、その送電線が走る地域がどういところかというのは大体また想像がついてきますので。そうすると、それぞれの案に対してどういう調査をしてほしいということをもっと言えますので、そうしたらその調査に反映していただけたらと思うんですけれども。代替案のようなこういうイメージをつけるものがない場合はもっとぼやっとした助言しか出せないということになって、助言自体のピンポイントでいい助言というのが出せない可能性が出てくるかと思えます。

土生 今調査団さんの意見としては、これはまだJICA内の意見であって、先方実施機関に示しているものでもない。

原嶋主査 ただタイミングの問題だよ。

土生 すみません、先ほどの18番の長い答えのところで具体的に説明をし損ねたところがあるんですけども。事務局からちょっと説明させていただきます。

この案件の背景として、やはり短期的にこの1万MWという部分を何とかしなきゃいけないというところがまずありました。本来であればこういった代替案の検討がなされた上でスコーピングを行って案件形成を行っていくべきだというふうには思いますけれども、案件を形成していくという時間を考える必要もありました。また、今回どちらかというSEAの後半で実施するような作業を今行っているかと思うんですけども、このタイミングで助言委員会に諮ることによってこちらで行おうとしている代替案検討の基準や、その基準に対して助言委員の皆様からの意見を反映した上で代替案検討を行って、それからEIAに入っていくという形で計画をしていた次第です。そこはタイミングとしてはあまり通常のステップとは違うのですけれども、EIAを受当な形で行っていくという部分ではある意味適切なところかなというふうに審査部としても判断して、今回諮らせていただいたという次第です。そのところをご理解いただければというふうに思っています。

原嶋主査 早すぎず遅すぎずというのは難しいですね。

ちょっとここで先に進めさせていただいて、27番以降、スコーピングマトリックスの議論に進めさせていただきます。

27番が石田先生なのでいらっしやいませんで、28番、29番、田中先生、ご質問ですね。

田中委員 28番は、送電事業の供給先ですよ。送電事業があって、どこが受益、益を受けるかということですが。この示されているところでわかりましたというか、そういうことだという趣旨は理解できます。

それで、29番ですが、結局供用段階での影響はないということで明記されているんですが、地域経済とか社会インフラではプラス影響が出ると、たしかそういう評価されていたのかな。だとすれば、土地利用だとか地域資源利用も結果として効果があるんじゃないでしょうか。それはプラスの評価というか土地利用変化が想定されるということによろしいですね。

わかりました。これは了解しました。結構だと思います。

原嶋主査 じゃあ30番、31番。

米田委員 30番は地域の雇用ということで追記していただくということですよ。

原嶋主査 これはよろしいですね。

米田委員 はい。

原嶋主査 33番、田中さんですね。

田中委員 これですね、送電線とか変電所をつくったときに管理用道路みたいなものをつくるかどうかということですね。多分先ほどの図でいくとかなり山のほうを通るような場合ですね。そうしたときに、やはりそれは事故だとか不測の事態に備えてそういう何かつくっておくんだと思うんですけども、そういうものはつくらないのでしょうかと、維持管理道路というんですかね。工事用の道路とはまた別に何か、頻度は少ないけれどもそういう道路をつくるんだらうということですね。

それはある意味逆に言うとまた開発というか交通を引き起こすことになるので、プラスの面とマイナスの面があるけれども、社会全体から見るとどうでしょうかね、今まで未開発のところそういう道路ができることでのプラスの面もあるし、それから開発によって森林が自然環境が損なわれるという、こういう正または負の影響が出るんだらうと思うんですが、この点はいかがですか。なんかこれ回答、道路をもとへ戻すので工事後に植生するので大丈夫だというようなニュアンスのことが書いているのかな。ただ、供用後にも残る道路があるんですね。

樺沢氏 その件に関しては、恐らく先ほどの代替案の検討の中でも含むべきことで、先ほど申し上げたように奥に行けば奥に行くほど既存の道路が使えなくなってくるので、そのためにまた道路を開き、被影響者が出て、場合によってはそこに道路ができたことによってさらに発展してしまいということもあるので。多分そういう点も代替案の中で検討して、住民移転は多くなるけれども、今既存の道路に近いところで既存の道路をなるべく活用できるラインをのっていくほうが将来的な生態系への影響は減るけれども、一時的な住民への影響が出るとか、その辺も勘案してということだと思います。

ただ、ものすごく山奥にいったらその道路をつくった場合ですね、熱帯なので1年放っておけばだれかがそこに直接行きたい目的がなければあまり道路としては機能しなくなるというのはありますけれども。

原嶋主査 結局線形によってアクセス道路が必要な場合が出てくると。その場合には一体事業として全体として評価していただくということによろしいですね。

樺沢氏 はい。

原嶋主査 コメントとして残して。

34番はこれで結構ですので、35、36番。

二宮委員 36も先ほどの田中委員のご質問と関連するのですが、やはり林道等が整備されると開発が急速に進む可能性があるのですが、しかも保護区域内でもあまり十分管理がされていないということですから、保護区域、保護区域でないにかかわらず、本事業に関して森林資源について十分慎重に管理をしていただく。ですから、今調査団の方おっしゃったような、どういうケースはどういう開発の可能性が出てくるかというようなことが資料として出た段階で少し具体の検討をしたいなという感じです。この段階ではだからこういう助言ぐらいしか出せないという。

原嶋主査 線形次第。相当距離が長いですもんね。大変ですよ。

とりあえず37番。

米田委員 37番、ご説明はわかりましたが、工事の影響は一時的ということを書いてしまうとそれはすべてに当てはまるのかなという気がしています。ただ、とりあえずご説明はわかりました。

原嶋主査 では、田中先生、38、39、40、41、42、43、44。

田中委員 ずっと僕いろいろな環境面で指摘を、ありがとうございます。それでは、38番は、これは火災リスクによるものがないと、落雷とかちょっとそんなことを心配したんですが。最近よくそういうのが大陸のほうで起きているようなので心配しました。大丈夫ですというわかりました。これは避雷針をつけるとかですね。

それから、39番は地形・地質ですかね。やはり場所によっては多分こういう負荷があるんだろうと思うんですね。自然地を改変するときには、これはですが、一応変電所のところがそうだと。

送電網のところはどうでしょうかね、自然地を山を越えていくなんていくと可能性があるのではないのでしょうか、そうでもないですかね。

樺沢氏 平坦なのと、あとそこの要するに地盤、送電線下の何か地形を変えなければいけないということではなくて、多分鉄塔を立てるところだけきちんとした地盤のところを立てて、その間を、伐採は起きるんですけども、地表を掘り返して溝をつくるとかそういうことはないの。

田中委員 そうか、木は切ってもそこは空き地というかスペースにしとくということですかね。

樺沢氏 そうです。

田中委員 わかりました。

樺沢氏 そこをコンクリートで埋め返されたりということは。

田中委員 そうということはない。そうすると、40番のほうは可能性があるかもしれませんが、これは地下水とか流況に若干影響が出るのではないかと、これですか。

樺沢氏 そうですね。

田中委員 これはじゃあそのようにします。

それから、もう一つは動植物への影響で、結局渡り鳥とか、その辺は高いところ送電を通すでしょうから、それは影響が出てくる可能性がありますね。これは緩和策を考えてくださいということです。

それから、42番は、気候変動でこれは工事のところでしょうかね、これも確かに無視できる範囲だと思うんだけど、一応その評価をしてくださいねということかな、工事中車両に伴う評価。

それから、43番は大気汚染のところの関係ですかね。44番もそうですね。これも建設用車両を使うときにできるだけ負荷の少ないものを使いましょうというそういう話

だと思えます。

そこまでが私のほうでよろしいですか。

それからその下ですね、同じです。46番の電磁波、これは原嶋さんもされてますが、電磁波はどうかということかな。これは基本的には今のところJICAの項目でもこれは挙げてないので、今後ガイドラインの見直しの中で扱うというか検討事項の一つになってますが、どうするかですね。ここではひとまずないということでしょうか。

それから最後は、表10のところが必要項目を見直した連動してこちらの表10、表11のほうも工夫してくださいということですね。

私のほうは以上です。

原嶋主査 また後ほど個別には。

田中委員 はい。

原嶋主査 では、続きまして、環境配慮ということで、石田委員。51番は私ですが、これはこれで承知しましたので。

52番、二宮先生。

二宮委員 52番は、これはわかりました。図を見る限り全部マングローブだとか熱帯雨林と書いてあったように読めたんですけども、実際にはこのエリアが全部ベタでそうというわけではなくて、どのぐらいの割合なんですか。

樺沢氏 資料の中で提示した図3の植生図というのは大変古いもので、1979年につくられていて、恐らくもう社会の教科書に出てくるようなこの辺はマングローブ林になる条件がそろっていると、環境的、気候的条件がそろっているという程度のもので、マングローブはともかくとして、沿岸部はあの辺一体はココナッツベルトと言われていて、もうものすごいココナッツ、グーグルアースの写真で見ただけでもいいかと思うんですけども。これは先ほどのアラカンガ保護地区、こんなような感じでここが保護地区だというような感じなんですけども。

すみません、さっきの話に戻りますけれども、これ一つ保護地区のピンクがバウンダリ境界線、中に町がある感じで。要するにこの図を作成しているNGOいわく、そのダムみたいながあるので、治水の関係でこの辺一帯の流域を守るためだけにこういうふうなあれがあるんだということですね。すみません。

一番最後のところを見せていただけますか。こういう感じです。なので、確かに多分この辺はマングローブだと思うんですね。汽水で要するにココナッツが植えられないところはマングローブが残っているけれども、植えられるところはこれも全部、見ていただくとわかるんですけども、しっかり自然に生えているものではなくてココナッツが植えてあるんですね。どうやら歴史的にも古くからここでココナッツを、バダグリとラゴスの間の沿岸はもうずっとこういうような感じです。

ほかの内陸に関して、恐らく自然林と言えるようなところは非常に少ないというのが印象ですね。大体どれぐらいというのは言えないんですけども、特に事業の対

象地周辺は造成が始まっているんですね。それで、企業が工場を建てたりとかあるいは住宅地ですね、巨大な住宅地を造成するために土地は買って造成して、お金を得るため投資を待ってる状態で2、3年たってこんもりはしてるけれども森ではないといったようなところが多くあります。

二宮委員 森林管理に関するマスタープランみたいなものもないんですか。

樺沢氏 一応あるみたいなんですね。多分あれはレッドの関係を目指して、一応何か森林政策というものはあるんですけども、すみません、どれくらいそれが具体的に、国のレベルの政策があって、それがどれくらい州のレベルに落ちてきて、要するに伝わっているかというのはちょっと今のところ把握できていない状態で。ただ、州でフォレストリという話になってくると、どうやらもうそれは要は森林資源を得て州の財源にしましょうというのが先ほどの森林保護地区の話でもあるんですけども、それが目的という形で。いわゆる環境、自然生態系とかということになるとちょっとNGOのほうがその辺は重点を置いてやっているというような感じですよ。

二宮委員 放っておけばどんどん森に変わっていくというかそういうような意識ですかね。保護するべきという意識はあまりないという。

樺沢氏 保護するべきというか、使えるところにはお金になるような木を植えて生産性を高めましょうというのは多分州の意識だと思います。そうすると、先ほども言ったようなチークで早く伸びるチークの種類のものだと、パルプは一応そのパルプの原料そのものがアフリカ原産の木だったりするんですけども、でも、じゃあそれだけをモノカルチャー的にバンと植えていたりとか、あるいは本当にコーラナッツとか現地で売れるような木を積極的に植えてるといった印象です。

二宮委員 そうすると逆に言うと、この事業によってその開発がなされるといって保護すべき森林が削られてしまうという懸念はむしろ少しずれているような感じですかね、そういう森林自体が既にそんなにたくさんはない。

樺沢氏 自然資源という意味で生態系という意味ではそれほどの影響はないというふうに考えます。

二宮委員 そのコメントにあるように、それを避けて鉄塔を立てていくようなことというのは十分に可能だということ。

樺沢氏 はい。マングローブとか管理になっていくと、多分マングローブそのものにはもちろん鉄塔を立てるといってのは非常に技術的に難しいというので、それでまず避けられる。河畔林にしても、そこはなるべく避ける、やはりそこも水の関係、洪水になったりとかする可能性も十分あり得ますので、あまり川に近いところにも鉄塔は立てないということになってくると、やはり内陸部でアクセスしやすく平らなところは多分もうほとんど田畑、植林ではないかという。

二宮委員 こういう追加の資料でいただいたような低草木みたいなこういう感じ。

樺沢氏 そうですね。その辺は本当に一度クリアにして、放っておいたらそういう

ふうにもクモク低草木が生えたというような状態のところが多く見られました。

二宮委員 わかりました。ありがとうございます。

原嶋主査 では次、米田先生ですね。

米田委員 植生図についてはつくっていただいてありがとうございました。このあたりかなと思っていたんですけども、やはりこのような端のほうだということがよくわかりました。

それから、54番にいきます。マナティについてあまりピンとこなかったのですが、このアップの写真をを見せていただくと確かに川が、これはそうでもない、でもこれもそうですかね、川が入っていたりとかするのかなということはよくわかりました。

それで、多分もうある程度情報をお持ちかなと思うんですけども、実際にこのプロジェクト地域のこの川のほうでマナティがいたりしてるんでしょうか。

樺沢氏 具体的に、そうですね、1ヵ所目撃されて、マナティそのものが非常に狩猟の対象になってるんですね。なので、いないという原因が既に狩猟圧が高いというのが一つあります。一つだけ西のほうのエペという事業地の地図を見ていただくとわかるかと思うんですけども、西のほうに一つかけ離れてエペとかEPZとかという送電線がある付近でなんか数年前にマナティが1匹捕まったみたいなのだったので。

米田委員 東のほうですね。

樺沢氏 ごめんなさい、東のほうですね。そこでマナティが捕まったからじゃあ保護しなきゃいけないというようなことでそのナイジェリアのコンサベーションフアンデーションが何かプロジェクトをやっているようですけれども、それが1匹狩猟のために捕まったからじゃあそこが本当に生息地かというところちょっと怪しいかなというような気はしています。なので、ここの辺に関しては具体的にもうちょっと調べていく必要がある。

米田委員 わかりました。

原嶋主査 続いて清水谷先生。

清水谷委員 55番ですが、自然環境項目の調査について雨季と乾季に分けて影響を調べていただけるということで、了解しました。

次56番ですが、今度は森林が伐採されるということで、森林が伐採されることから起こる動植物への影響というのも調査項目に入れていただけるということで、了解しました。

原嶋主査 今の点で、雨季の調査、今回の調査期間は雨季には該当しないんですけども。

奥澤氏 11月ごろがギリギリ乾季と雨季の境目、州によってちょっと違うんですけども。

原嶋主査 そのあたりは文献とか聞き取りでカバーすることなんですかね。

樺沢氏 そうですね。

原嶋主査 57番、58番、59番はお答えいただいているもので結構で、あと助言についてはまた後ほど議論させていただきますので。

続いて60番。

二宮委員 60番もこういう形で丁寧に聞き取りをしていただければと思います。

原嶋主査 61番、米田先生。

米田委員 61番は先ほどから出ている1万世帯の影響世帯ということなんですけれども。確かに住民移転とちょっと混同していたかもしれませんが。影響世帯ということは多分補償が行われるのかなと思って、その予算はこれは相手国から出ることですよね。それは確保されているということによろしいのですか。はい。

その補償金額について、ほかのプロジェクトよりは多分優遇されているのだろうと思うのですけれども、その辺の影響のあたりも調査していただければと思います。

それから、63番、エボラについてはたまたま最近話題になっているのでちょっと気になったということですが、気を付けていただければと思います。情報収集をしていただければと思います。

原嶋主査 ステークホルダーミーティングについて、64番はこれで承りました。いずれにせよ、後ほど出てくると思いますけれども、先方のルールとJICAのルール両方を満たす形で、かつ線形が決まる前後をしっかりとやっていただくということだと思います。よろしくをお願いします。

では、65番。

二宮委員 原嶋先生と同じ考えなんですけど、ちょっと1点質問なんですけれども。このステークホルダー協議、先ほど範囲が非常に広いので地域を分けてやる予定にしているというふうに、それは最初からそういうお考えだったわけですよね。この2回というのはどういう意味なんですか。2回やるというふうにいただいた資料には書いてあって。これは説明会みたいな、ステークホルダー協議とは違う意味合いですか。

樺沢氏 基本的にスコーピングの段階、それを最低2回という意味で2回と書かせていただきました、そのスコーピングの段階とドラフトファイナルの段階で必ずステークホルダーにスコーピング案とドラフトファイナルレポートについて話し合いが設けられる、意見の交換ができるようにという意味で2回というふうになりました。ただし、実際にはこれだけの住民移転があるので、その間に合意形成のプロセスというのはいろいろ組まれるし、それが全員に対して、毎回毎回全員呼ぶわけではなくて関係のあるステークホルダーを呼んでという形になると思います。

二宮委員 結構です。

原嶋主査 JICAのガイドライン上最低限要求されているのが今追加資料でいただいているEIA調査のスケジュールの中に、ことしの10月に1回と来年の2月ぐらいに1回と見込まれていますけれども、これはJICAのガイドライン上最低限要求されているのを当てはめたという形と理解してよろしいわけですね。

大嶋 はい。

原嶋主査 それぞれは別に1回という意味ではなくてそれなりにちゃんとカバーする回数を行うという前提でよろしいわけですね。

66ですね。

米田委員 66番はまさに今おっしゃられた内容です。結構です。

原嶋主査 68番、清水谷先生。

清水谷委員 これはEIA報告書の住民閲覧のタイミングはいつかということで、それとステークホルダー協議がどういうふうに関係するのかというところを聞いてますが、配付していただいた表14のEIA調査スケジュールの中に書いてありましたので、これで納得しました。

原嶋主査 タイミング難しいですよ。わかりました。

あとその他ということで69番ですね、米田先生。

米田委員 69番は。

原嶋主査 これはいいですね。

米田委員 はい。

原嶋主査 70番、清水谷先生。

清水谷委員 70番も今回表14を修正していただきましたので。ありがとうございます。
した。

原嶋主査 一応一通り見たので、ここで10分くらいお休み、それでまとめに入るといってよろしいですか。よろしく願います。では10分休憩ということで。

午後3時33分休憩

午後3時43分再開

原嶋主査 それでは、続きで、全体のまとめを含めて一つ一つ助言として残すかどうか、あるいは文面をどうするかについて確認をとっていきたいと思いますので、よろしく願います。石田先生は後ほどいらっしゃるので、その部分はとりあえず飛ばして、後ほど対応するというので進めさせていただきますので。

まず4番、米田先生のところに関連してマスタープランですよ。全体でマスタープランについてのいろいろなご疑問点をどう助言に反映するかということですが、何かご意見があれば。

米田委員 もしほかの方からそのマスタープランについて提案、助言が出れば、それに乗ろうかなと思ったんですが。

原嶋主査 それは一言でいいですよ。

米田委員 とりあえずここでちょっともし出すとすれば、本事業の必要性、意義を具体的な数値とともにDFRで説明することというような助言にしたいかなと思っておりますが。もう書かれますか。本事業の必要性、意義を具体的な数値とともにDFRで説明すること。ちょっとマスタープランとは違う部分なんですけれども。

原嶋主査 じゃあその前に今から言うことを書いてもらえますか。「ナ」国における電力開発のマスタープランが存在していないことに鑑み、本事業の必要性及び意義を数値を説明するとともに、マスタープランとの整合性を、数値をマスタープランで説明すること。マスタープランじゃない、DFR。

米田委員 送電容量等の具体的数値にしたほうがいいですか。

原嶋主査 具体的な事業計画。ちょっとおかしいかな。

大嶋 送電容量について回答させていただいた様に、具体的には言いにくいんですけども、何々MWに対応できるというような言い方でよろしいですか。

米田委員 いいと思うんです。その国として一応持っている目標にどれだけ貢献できるのかというのがわかるようにしていただきたいなと。

原嶋主査 そうですね、そのとおりです。本事業の必要性及び意義を数値をもって説明すること。数値によってとか数値をもって。ちょっと十分かどうか、こんな感じですね。

米田委員 はい、ありがとうございます。

原嶋主査 あと何か、すみません。

5番は結構なんですけれども。

続いて同じことで、7番も米田先生、6番が田中先生ですね、ダブって。

田中委員 同じような趣旨ですね。

原嶋主査 ちょっとまだ少し言葉が精査が必要かもしれません。

6番ですね。実質4番と同じことですよ。

田中委員 6番に対しては同じです。

原嶋主査 わかりました。

7番は大丈夫ですか。

米田委員 7番もとりあえず。

原嶋主査 ランダムではいいですか。

米田委員 はい。

原嶋主査 じゃあ、8番、9番は後ほど出てきますので、10番ですね、これもまあ。

二宮委員 9番はこれは結構です。

原嶋主査 10番ですね。

二宮委員 10番は私結構です。

原嶋主査 11番。

二宮委員 11番はこのまま残したいと思ってます。

原嶋主査 そうですね、11番はほぼこのまま。

12番、13番で区間ごとのEIAの実施について、確かにそのほうが望ましい気がするんですけども。

清水谷委員 そういった意味で残したいんですけども。

原嶋主査 ちなみに現地の国のEIAというルールではこれだけ長いものを一括で扱うということにあまり違和感というか。

奥津 それはちょっとわかりません。

大嶋 ただ、送電とかではないんですけれども、やはり世銀等から例えば発電でありますとかそういうところの融資を受けていて、それで実際に影響が大きいところになってはいるんですけれども、あまり中を分けてというところは実はあまり見たことはない。

原嶋主査 先ほど言った先例では60kmぐらいでしたね。だから微妙な距離ですが、およそ3倍ぐらいですね、区間としては3倍ぐらいで、1万世帯が本当にそうなるかどうかというのは、規模が大きいので。理想的には清水谷先生がおっしゃるように幾つかの、工事もロット別に分かれているので、私も個人的には少し、線形次第ですけれども、線形次第によって切り方が変わってくるとは思いますけれども、区間ごとのEIAの実施というのは検討の価値があるような気がするんですけれども。

大嶋 区間ごとにEIAはまた実際のときにはされると思うんですけれども、そこがA、B、Cと分かれたときにそれが違ったスケジュールで進んでいくと思うんですね。先ほど清水谷先生がおっしゃったように、例えばいろいろな手順の中の一番先にやったところの経験を次いくのに反映させるということはそれはできるんだと思うんです。ただし、全部終わってから全部ゴーということはなかなか時間的な制約が厳しいとは思いますが。

清水谷委員 おっしゃるように、それぞれの地区を全部独立したEIAで扱うというのはどうなるか向こうの環境省のコメント次第だということだということで。でも少なくとも調査実施するのを少しずつわざと計画的にずらすと言いますか、うまく利用して前の知見を次に反映するというようなやり方というのを可能な限り計画してもらうということ。

田中委員 ちょっとよろしいですか、関連して、この申請は一括で、全部の事業を一括で、1本の事業で出すんですか。

わかりました。申請許可も一括でもらうわけだね。はい、わかりました。

丸尾 アフリカ部の丸尾と申しますが、それに関連してコメント致します。

今、先生がおっしゃったように、これはJICAの事業としては一括で行いますので、審査を先方政府で分けてやると、結局最後の承認が出るまでは事業として認められない、すなわち審査に入れないという状況になります。そうすると最後の審査に引っ張られてしまい、事業の実施も遅れていくことになり、先方のニーズにも応えられないということになります。このため、私どもとしてはやはり、彼らが分けるなら並行して、一括であれば一括でという形で審査が実施されるのが適切ではないかと考えています。

田中委員 事業A、事業B、事業Cと分けて、それでもう審査したものから次のステ

ージへ上がっていくというそういうのもあるし。全部待たなきゃいけないとなるとそれはそれでまたという感じもありますね。先方にとって迅速なほうがいいというのはわかりますが。それから、お話のように一気にやると、どうしてもいろいろなことで輻輳するので、先行地域を考えながら、それを踏まえて次の地域、2番目、3番目と展開してもいいんじゃないかと、そういう効率性もありますよね。

清水谷委員 あるいは1番目をしっかりやれば、そこから出てきたものをB、C、D、Eは全部同時にやるとか、何か一番最初のラインが一番大切じゃないかなという気がするんですけども。

原嶋主査 いずれにしてもEIAそのものは今のスケジュールでいくと一括という想定で動いてらっしゃるわけですね、現実には。

奥澤氏 今のはあまり明確な例はないんですけども、ナイジェリア国では基本的には世銀のプロジェクトは随分行われてますので。だから、一括してやって例えば区間を分けてもちろん評価するということはあると思うんですけども、一括でできないということはないということなんです。

樺沢氏 補足させていただきます。

住民移転に関しては電力センター全体の住民移転のフレームワークというのが世銀の試案でできているので、住民移転の部分に関してはどういうふうに調査を行うかというのはある程度もう型が決まっているので、それはもう区間がどうであれ人を投入すればできるというふうな見解でいます。

EIAに関してですけども、分けなければいけないとすると多分先ほどの西側と東側が大分離れているなという印象があります。ただ、環境そのものに関して言えば、どれぐらい影響を受ける環境に差があるかということ、海に近いほうと少し内陸部というような分け方になってくると思います。あとは実測値をとる大気ですとかそれは本当にサンプリングポイントを万遍なく代表的な地域に置くという形で対応できるかと思うのと、あと、送電線の事業そのものが何か真新しい事業ではないので、それによって起きる影響というのも事例をきちんと確認していけば想定できるのではないかとこのように考えております。

なので、EIAをもちろん地域的な特色があってそれをほかの部分にフィードバックしながらやるというのは大事かと思うんですけども、ある程度一括で始めてしまっても、それほどこんなわからなかった影響があったというようなことはないのではないかとこのように想定しています。

原嶋主査 ちょっとこの問題は後ほどまた残して、具体的にまた後ほど議論することによってさせていただいて。

13番、14番、15番、16番。

清水谷委員 15番、16番は落として結構です。

原嶋主査 16番は大丈夫ですか。

清水谷委員 16番は、似たような質問を後ろのほうでやってまして、この16番は落として結構です。

原嶋主査 落としていいですか。

清水谷委員 はい。

原嶋主査 17番ですね、これは多分ほかの先生方もあると思うんですけども。一つだけ、清水谷先生の前に。送電線の線形に関する代替案、具体的な代替案を提示し、かつそれぞれの代替案に伴う環境影響についてドラフトファイナルレポートの中で記述すること、それは最低限必要なんですね。それは最低限必要ですよ。それが一つ前提として、あとそれに必要なことはまたちょっと議論して加えていただければと思いますけれども。

清水谷先生、17番ですかね。

清水谷委員 私は個人的な意見としては、この助言委員会で代替案の検討をしたという事実というかそういう機会を設けるべきだと思うんですけども。代替案が示されてないまま委員会の助言を基に代替案をつくってこうしましたという形になると、何か委員会の意見が本当にその代替案に向けてしっかり意見を出したものをベースにやったかというのがなんか、そういう意味で使われなくなるような気がするの。

原嶋主査 今のところ共通してるのは、送電線の線形についての代替案は我々に与えられてないということはいいいわけで、それが問題だということですよ。スコーピングの段階でそれが示されてなくて、それでそのままスルーしていいのかと、そういう問題。

清水谷委員 はい、それに対して議論がないまま。

大嶋 先ほどもちらっと触れさせていただいたんですけども、例えば先ほどパワーポイント、PDF等でお示したような区間の中で幾つかの代替案というものについて、こちらのほうで例えばこの1週間とか10日の中で整理をさせていただいて、この区間についてはこれだろう、この区間についてはこういうチョイスが幾つかあって、A、B、Cそれぞれについてこういう影響があると思われますというところもお示しさせていただいた上で、まさに何度も手間をかけて恐縮なんですけれども、それを先生たちにごらんになっていただいて、そこでメール審議という形になろうかと思いますが、コメントをいただくというのは。

原嶋主査 珍しいケース、そういうケースは今まであまりなかった。すごく珍しい。

大嶋 先ほど準備していたものというのも、隠していたものはなくてその準備のものがあって、本日お示しできなかつたんですけども、できつつありますので、そこでご準備をさせていただくことで.....

原嶋主査 そもそもそうするとこの会議のタイミングが悪かったということですよ。

だから、それがある程度オーソライズされた段階でこの会議というかこういう議論

がされていれば、今清水谷先生がおっしゃったようなことはなかったし、逆に言うそうだとSEA的な要素を考えればもっと早いほうがいいという、そのタイミングの問題なんでしょうね。そういうケースは珍しいですね。

田中委員 そこはだから、事務局も事業側にお願いしなくてはいけないんですよ。スコーピングをどの段階でとるかね。ガイドラインの定義があって、スコーピングというのは代替案を一応検討するという事になってる。しかし、この場合は代替案というのはゼロオプションしかない。つまり、やるかやらないかというだけ。ゼロオプションというのは本当に代替案かという、これなかなか疑問があるところなんだよね。そもそも事業にしないということは代替案なんですかと。

原嶋主査 それも一つだけどもね。今回はゼロオプションとやるという2つしかやってない、現実だね。

そういうことであれば、ちょっといいですか、文章。この文章より上というか別で、現時点では送電線の線形について代替案が決定していない。送電線の線形に関する代替案が決定していない。どうしますか、別の機会をつくる。

田中委員 そこまでまとめるかどうかなかなか微妙ですけども、清水谷委員、ぜひやりますか。今の話はメールとか情報提供するので、ご意見があればということだね。希望で。

清水谷委員 はい、希望で。

原嶋主査 であれば、していないので、決定し次第助言委員会に情報提供するという趣旨ですよ。言葉は適切かどうか知りませんが、趣旨としてはそういう趣旨ですね。

田中委員 後でちょっと修文するでしょう。

原嶋主査 もともとそれをもっと突き詰めて言えば、ガイドラインに適合してないんじゃないかと、そこまで言うか言わないかは別として、そういう可能性は。

田中委員 一応、スコーピング案というのは代替案を含む検討と書いてあるんですよ。先ほど原嶋委員はゼロオプションも代替案だという、ないわけじゃないけれども。環境省の議論をすると、ゼロオプションというのは基本的に代替案に含める場合、そのゼロオプションというのは、事業の目的を別の手段で達成する。当該事業以外の手段でね。ゼロオプションは、例えば流域でダムをつくる時に、流域治水というやり方でダムに代えて治水を確保する。つまり、ダムはつくらないけれども、別のやり方で確保する。そういうときにゼロオプションという、そういう定義です。この場合だったら、送電網つくらないで、ではどういう形で別の手段がありますかということになる。基本的に分散型電源にする、そういうのはゼロオプションになるかもしれない。

だけれども、この意味で事業をしないというのを持ってきて、そこと比較したから代替案検討しました、というのはちょっとどうでしょうか。やはりここで代替案と言えば、ルートとか、線形とか、そういうものがあってしかるべきではないですか。ご

めんなさい、ちょっと長くなりました。

原嶋主査 そのとおりだけれども、どこまで言うかですね。

大嶋 今回の委員会のコメントの決定が10月になると思うんですが。

田中委員 難しい、さすがに。

長瀬 やられますか。

清水谷委員 10月までであればその間にいろいろまた議論ありますね。

大嶋 そうすると今ここのコメントですが、情報提供をしてしまうとその前にすることになるんですけども。

原嶋主査 ああ、そういうことね。その前にオーソライズできる。

大嶋 その前には情報提供できてしまうんですが。

原嶋主査 会議の日にちはある。

田中委員 タイミングですが、9月5日に決定するという事はないですか。

原嶋主査 それは無理。

田中委員 さすがに難しいか。じゃあ可能性あるかもしれませんね、次の10月だとね。

原嶋主査 ただ……。じゃあちょっとこれ後から。

とりあえずそこを残しておいていただいて、あと18番、多分同じような。

田中委員 そうです、同じですね、石田さんちょうどお見えになられたので。

原嶋主査 石田さん、ちょっとまとめていきますから準備しておいてください。

石田委員 はい。

原嶋主査 21番も基本的には同じなんです。

22番、どうですか。ここも一緒に。

23番。

米田委員 一緒にいいです。

原嶋主査 24も。

清水谷委員 一緒にです。

原嶋主査 25。

26番。これは別で。

清水谷委員 26番は残します。そのままコメントかと。

原嶋主査 立地というのはこれは送電線の施設あるいは変電所ですよ、ということですか。そういうちょっと注釈付けてください。注釈というか、変電所及び送電線
.....

田中委員 橋脚というかね。

原嶋主査 とりあえずじゃあ代替案の検討は今2つという形で残してありますが、後ほどまた整理するというので先に進めさせていただきます。

スコーピングマトリックスのところ個別に入りますので、残すところ多いと思い

ますけれども、29番。

田中委員 28番は、これいりません。結構です。

それから、29番です。上の2行目からですか、表9のこれこれの項でから下までいきまして、土地利用、地域資源利用の項で、4行ほど下へいきまして、電力供給の安定化による地域開発や地域資源利用の土地利用に及ぼす影響について評価することとか、なんかそういう文言になりますね。電力供給の安定化により、これはそのまま生きますね、二次的、派生的入ってもいいと思いますが。地域開発や地域資源利用が進みあるいは地域資源利用による土地利用に及ぼす影響について評価すること、ということですかね。

原嶋主査 30、31、どうですか。

二宮委員 結構です、削除でよろしいです。

米田委員 はい、いいです。

原嶋主査 じゃあ33から、これは必要ですね。

田中委員 そうですね。原文というか、本事業によりというのをずっといきまして、ずっとこれコピーになりまして3行目、4行目、土地利用、社会インフラの項における許容段階について評価することかな。これについて評価すること。だから、評価が落ちてるという意味ね、評価すること。これまた修正しますけれども、ひとまずそういう形で。

土生 もう一回よろしいでしょうか。

田中委員 最初からですね、本事業により、とずっときまして、土地利用、社会インフラの項における許容段階で、影響について評価すること。生じる影響について評価すること。

原嶋主査 34番、そのまま残してください。

36番。

二宮委員 36番ですね、残したいんですが、「自然環境であっても」というところまで使っていただいて、その後、回答の2つ目の文章につなげていただいて、「自然林」からですね。ちょっと横着なんですけれども、全部それをいただく形で。緩和策を検討することですね、最後。

原嶋主査 この総量というのは森林面積の総量ということですか。

二宮委員 そうですね。国全体のという意味ですが、その表現は使わない。

原嶋主査 ごめんなさい、使ってない。わかりました。

じゃあ37番ですね。

米田委員 37番、残してもいいでしょうか。くどいかもしれませんが。景観の建設段階での影響について再検討すること。建設段階での影響について。

原嶋主査 供用段階での景観への影響のほうがいいでしょう、逆ですね。景観の供用段階、ちょっとわかりやすく。

米田委員 最初の部分はなしでもいいかなと思ってるんですが。景観について再検討すること。

奥澤氏 今の点ですが、景観の影響評価はほかの事例ではどうなんですか、普通我々はスコーピングとかの評価のときに景観については供用段階の空間占有という形で全体としてまで評価してきたんですが、もちろんずっと工事期間が長い間にかい塔とかが建設される場合は別ですけれども、その評価軸がちょっと違ってくるのではないかと思います。

米田委員 工事期間はどのぐらい、先ほど1年というお話がありましたけれども、どれぐらいを考えておられるのでしょうか。

不二葦氏 例えば鉄塔1基を建てるとなると数週間のオーダーなんですね。それがずっと、鉄塔のスパンが400mとか500mでずっと移動していくということになると、1ヵ所で工事しているというのはせいぜい1ヵ月だとかというオーダーですかね。

米田委員 あとはその場その場の状況によると思うので、それで再検討することということにさせていただいたんですが。再検討してやはり影響がないということであればそれは説明していただければいいと思います。

原嶋主査 38番。

田中委員 これね、火災リスクはないということなんですけれども、一応残しますので、火災リスクはないということを書いてください。このまま生かします。供用段階において送電線、鉄塔、変電所等からの火災リスクについて検討すること、評価することかな、検討することかな。一応入れておきます。こういう対応するのでは、つまり所用の対応するので、生じないということを書いてください。だから、送電線からの火災リスクについて検討、評価することかな。

原嶋主査 続いて39番。

田中委員 39番ですね、これも基本的にないようなんですけれども、一応これも残しましょう。最初の3行を生かして、一定の広範囲の面積にわたる送電線整備、変電所整備により、地形に及ぼす影響について評価すること。だから、これも基本的にはそういうことはしないということで。

それから、40番も引き続きよろしいですか。ごめんなさい、行き過ぎて。

39ですね、変電所整備により、よるかな、よりでもいいかな、3行目ね、それから一番下のところにいって地形に及ぼす影響について評価すること。下へ1行飛んでですか、地形に及ぼす影響について評価すること、ですかね。

では、40番、いいでしょうか。これもこのまま生かしまして、地下水への浸透機能、水循環機能が損なわれる可能性について評価すること。水循環に及ぼす影響について評価することがいいかな。水循環機能に及ぼす影響について評価すること。

次41番、これは環境配慮の項に移しまして、このまま生かします。動植物、生態系の項で、渡り鳥ルートを避けて計画すること。希少種、地域固有種の存在を避けて計

画することと、このまま生かして、環境配慮の項で。

柴田 もう一度お願い致します。

田中委員 どこ、41番。

柴田 41番です。

田中委員 動植物、生態系の項で、計画段階において渡り鳥ルートを避けて計画すること。希少種、地域固有種等の存在を避けて計画すること。これは環境配慮の項に持っていったほうがいいかなと思いますけれども、また後で最後に移します。

樺沢氏 回答にもあるように、渡り鳥のルートというのが先ほど言ったように基本的には海から内陸に渡っていくものと、東西の両方を行き来してるですね。なので、完全に避けるというのは無理なので、できれば回避するとは言い切れないので、それに対しての……

田中委員 なるほど。じゃあ配慮して、渡り鳥ルートに配慮して計画することとしましょうか。

樺沢氏 はい、同様に、希少種、地域固有種の存在を……

田中委員 存在に配慮するというふうにしましょうか。わかりました。

樺沢氏 配慮するというのでお願いいたします。

田中委員 すみません、私ばかりで。次42番ですね、気候変動です。これもこのまま生かしまして、気候変動の項で、最初の2行ですね、工事用車両等の稼働による温室効果ガス、温暖化ガスの排出について評価することかな。工事用車両の稼働による温室効果ガスの排出についてあるいは関して評価すること。また、森林伐採による森林吸収源の減少を評価すること。これ一番下の2行、3行ですかね。

それで、43番も生かしていただいて、大気汚染の項で建設用使用車両、プラント等からの大気汚染物質の排出について評価すること。

樺沢氏 すみません、回答のほうではNOxとCO₂の排出量を計算するというふうに回答しているのですがけれども、ちょっとこれに関して実際現実的にどこまで可能かという、その工事がどんどん動いていくわけですよ、1ヵ所で行われるのではないので、そういう意味もあって、工事前、工事中、工事後という形で、実測値をとってやること。定性的に工事中にアイドリングをしないであるとか、低排出量のきちんと整備、排出量のというふうなことがナイジェリアの国の中で言えるかどうかかわからないのですが、なるべくきちんと整備された車両を使うようにですとか、むだな稼働をしないとかということをして施工管理の要するに緩和策としてこういう排出を押さえるようにという提言をするというか指示をするという感じで。

田中委員 評価することとは、スコーピングマトリックスの中で評価するという意味なんですね。

樺沢氏 はい、わかりました。

田中委員 だから、スコーピングマトリックスで今までは多分Dとかなんかになっ

てるので、それで要するにそこに影響が出ますよと、それを受けて多分今言ったような配慮をされることになると思いますので。そういう意味で評価する。

樺沢氏 はい、わかりました。

田中委員 いいですよ。そうすると上の気候変動もそうで、そういう形で評価すれば緩和策につながります。

樺沢氏 わかりました、その特にシミュレーションをとかそういうことではないと。

田中委員 よろしくお願いします。

44番はこれで結構です、削除で構いません。

原嶋主査 46番も残していただいたほうがいいですよ。

田中委員 これどうしましょうかね。

原嶋主査 一応これもじゃあスコーピングに入れて、結果として。

田中委員 わかりました、じゃあそうしましょうか。

原嶋主査 だから46番の文章を。

田中委員 はい、これも電磁波の影響を評価すること。でも、実際にこれは回答はこういう回答はできないと思いますが。スコーピングマトリックスで評価項目に入れてくださいという意味です。

原嶋主査 47番は、これはこれで。

田中委員 これどうしますかね。いらないかもしれない。一応これは当然念押しで言ったので、これは結構です。いりません。

原嶋主査 じゃあ45は同じなので45は削除で、46を残す。

あと、飛びまして、48、49、50飛ばして、51は特にいりませんので、52番。

二宮委員 いりません。

原嶋主査 53番、米田先生。

米田委員 53番、いりません。

54番ですが、ちょっと違う内容に変えたいと思います。

原嶋主査 52、53なし。今54番ですね。

米田委員 54、新しい観点になるかと思いますが、ちょっとこれもくどいかもしれないんですが、生態系・動植物に関する調査では、ナイジェリア国、関係機関及びNGOと協力して実施すること。

これ一つ伺いたいのは、大学とかはないんでしょうか。

樺沢氏 あります。今回ちょっと調査をし忘れたんですけども、オセノロジー（Oceanology 海洋学）みたいなところもあるので、そういうどれぐらい活発に活動しているかはあれですけども……

米田委員 そういふところの知見も入れてください。当然相手国、関係機関が一番主体となるべきなのですが、お話を伺っていると若干不安があるので、それ以外にNGOやそういう研究機関と協力してという意図です。

原嶋主査 55番、56番。

清水谷委員 2つとも残します。55番は左側の文章をほぼ使います。自然環境項目における調査は、事業対象地域の気候特性を鑑みて、季節的影響を評価できるように、調査期間や方法について配慮するというふうにします。上の表何とかというのはとって。

56番は、右側のコメントを使います。動植物・生態系の項でこののを入れて、森林が伐採されることによって起きる動物種への影響を調査すること。

米田委員 動物種だけなのはどうして。動植物、植物も入れてもよろしいんじゃないでしょうか。

清水谷委員 もともとインベントリーリストを作成しますというようなコメントがあったんですけども、実際に森林が伐採されてそういう森林面積少なくなることによってその部分の動物への影響をしっかりと推測してくださいという意図でやったので。

米田委員 森林の中に例えば貴重なほかの植物があったら、それがだめになってしまったりとかそういう影響もあり得るんじゃないでしょうか。

清水谷委員 そうですね。それも含めて、動植物に。

原嶋主査 じゃあそれでよろしいですか。

57番は前段の文章をちょっとコピーして、ずっといって、現在のずっときて、送電線によるものである、そこまではいいですけども、そこからですね。送電線の線形の代替案ごとの被影響世帯数を確定すること。その下はいらないです。上くっつけてもいいです。とりあえずそれで文章お願いします。

その次の。

大嶋 代替案ごとに何々という感じ。

原嶋主査 それをしないと、それは必要だと思うんですね。それは絶対必要じゃないですか。

清水谷委員 そうです、それがないと良し悪しが。

樺沢氏 数の重みづけではだめなのではないでしょうか。結局最後A案といったとき、B案、C案と数を出すためにはA案、B案、C案全部に対して要するに用地内の世帯数の数を数えるというのは全数調査をかけることになるので。

原嶋主査 でも、今の倍数の計算の仕方によると、もうほとんど送電線の距離だけに依存して決定してるわけですね、今1万世帯と言ってるのは。

樺沢氏 はい、そうです。

原嶋主査 例えば次の段階で言えば、先ほどちょっとまだドラフトの段階で幾つかの選択肢がありましたよね、それごとにどれくらい住民移転の数とか被影響世帯。住民移転に限るか被影響世帯に限るかちょっとそこはありますけれども、いずれにせよ被影響世帯がどれくらい変わってくるかというのは全く把握してないですね、代替案における。

榊沢氏 すみません、重みづけというのはできると思うんですね。結局住宅が明らかに先ほどのグーグルアースの図のように道路の周りというのは本当に小さい建物がわっと密集してるわけですよ。そこに比べれば内陸の田畑のほうになってくれば少ないんですけども……

原嶋主査 重みづけの決め方って……

榊沢氏 ただ、それ数を出すの……

原嶋主査 実数も、完全な実数が難しいこともわかるけれども、でもそれを抜いたら代替案の、特にこれだけ住民移転の数が多いときにそれを全く評価しないで先に進めるんですか。それはむしろ逆に。

榊沢氏 例えば3つの案があると、それに対してすべての全数、用地幅50mだとすると……

原嶋主査 逆に言うと、例えば道路なんかのケースで言えば基本的にはやっていますね、多少の差は出ますよ。多少の差は出ますけれども、実際に多少は出るかもしれないけれども、基本的には線形ごとに大体数を出して、それで比較してきてますから、それを全くしない、重みづけというのは確かにわからないわけじゃないですよ、こっちよりこっちが重いか多いとかというそういうことはわかると思うけれども、それが全体の中で……。

清水谷委員 詳しいわけではないんですけども、ただ今までのワーキングのほかの案件を見ますと、やはり今しっかり1件1件というところまで把握できてなかったとしても、その桁数ではレベルは数十件なのか数百件なのか、100~200とか、何かそういう幅でもってある程度の被影響住民というのは示されていると思うんですよ。

原嶋主査 ちょっと今回1万世帯というのかなり大づかみな評価でちょっと驚いたことは驚いたんですけども、ちょっとでも。

榊沢氏 建造物の数イコール世帯数でもないですし、田畑の数イコール世帯数でもないの、やはりその世帯数という話になってくると実際にじゃあこの田畑にこの用地に対して何世帯が依存してるんですかという話になってくるわけですね。また、この1軒、残される1軒の建物に何世帯が住んでいるんですかという話になってくるので、1軒の家だから1世帯ではないですし。

清水谷委員 最終的に一つの案に絞り込まれるときにどういうデータでもってここにしましたという、自分たちで自分たちの案がいいというふうに論理構成をするときにも、やはりある程度のそういった調査と言いますか……

原嶋主査 全然しないのは理解できないね。ごめんなさいね。確かに写真か何かでザッとポイントを拾って行って、家屋数を数えるとかというやり方でやってるケースは見たことあるんですけども。

榊沢氏 スポットサンプリングみたいな形で、その係数を掛けるということはすごく動物の分布調査みたいなのを応用する感じになるんですけども、例えばじゃあ文

化的な要素というものがあるわけじゃないですか。その土地の所有の仕方とか土地の使い方というのは場所によっても違うので、もしかしたらこの対象地域全体で同じかもしれないんですけども、この地域では大体一つの田畑にどれぐらいの世帯が依存しているかとかそういう形でスポット的にサンプリングをかけてやったものを、そういう係数で出すということはまあ。

原嶋主査 確かに完全にすべての距離歩いてということじゃないにしても、数字をきちっと出さないで、しかも住民移転あるいは移転を余儀なくされる人の数を把握しないで代替案を決定して済む状況じゃないと思いますよね。申しわけないんですけども。

不二葦氏 住民移転の件数を評価の指標とするならば、例えばグーグルアースなどの衛星画像上で送電線の幅50mなりにかかってくる建造物の数を……

原嶋主査 そういうケースは見たことがあります。

不二葦氏 数えだして多い少ないというのはできないことはないと思います。

原嶋主査 そういうケースは道路なんかでは実際見たこと、それで家屋数を数えて比較してるケースは見たことがありますけれども、少なくともこれだけの距離で、場合によっては1万世帯というときに、こう引いたときとこう引いたときで何千と変わってくるときに、サンプリングで済むんだとは思いません。

樺沢氏 合計で1万なんですね。そうすると、場所によっては結局先ほど見せたバダグリのL字型に走るところが一番密集していて、そうするとあの代替案中に入っただれぐらいの件数がというふうな……。

原嶋主査 多少テクニカルな問題で推計という手段とかあるいは写真なんかを使って、そういうやり方はいろいろあると思いますけれども、数を把握しないでただこっちよりこっちが多いとかそういうだけで、ほかの要素もあると思うので、ほかの要素をどうやって加味するかということもありますけれども、今までそれだけで、住民移転の可能性があるところを全くそれをしないでくるというのはちょっと考えにくいんですね。

樺沢氏 おっしゃることはわかるんですけども、現実的にその数という話をしたときに、私はグーグルアースで数えた数が実際の数にという意味があるんですね。建造物を数えていることによって、それで比較してよいというのであればいいんですけども、それでは被影響世帯数を……

原嶋主査 被影響家屋数ですよ。

樺沢氏 になってしまうので、ここで住民移転において回避したいのは、いかに被影響世帯数を少なくするか、いかに影響者数を少なくするかということと、関係性があるのかないのか、ここであるというふうに仮定して家屋数を数値というか基準としてよしということであればいいんですけども、ちょっとそれに対して……

原嶋主査 それは率直に言って被影響世帯数を家屋数で代替するということは個人

的にはそういう余地はあると思うんですけども、その重みづけだけで済まされるというのは個人的には理解しにくいんですね。

清水谷委員 例えば今日見せていただいた地図で、たしか第3案、森林の中を通す案というのが実は一番よさそうだというようなアイデアもあったんですけども、でもそれを通すとそのルートをつくるためにいろいろ道を新たにつくらないといけない、道をつくとそこに町ができるということで、結局自然破壊が一番大きくなるオプションになるかもしれないということで、もしかしたら町の中を通して一時的に住民移転は発生するけれども、長期的に見たときに環境への影響というのはもしかしたら別な森林を通る案が一番いいのかもしれないというのも今日出てきましたけれども。やはりそういう部分、重要な部分だと思います。その部分をしっかり議論できるようにするためにも、やはり住民移転、そのあたりがある程度の規模でわかるようなものが必要だと。

原嶋主査 それはやはりちゃんとやっていただく必要があるし、それができないのであれば区画ごとに分けて精査するぐらいのことはしないとちょっと理解しにくい。ちょっと大ざっぱすぎる。

逆に質問していいですか。重みづけというのはそれはどうやって、何を基準に重みづけをするんですか、そこにもよりますけれども。

樺沢氏 もちろんそうなんですけれども、これで例えば簡単に見ると、道路に近ければ近いほど住宅が多いわけですね。密集してるわけです。入って行けば入って行くほど分散していくわけですね。田畑が多ければ多いほど。

原嶋主査 ちょっと大ざっぱだね。

樺沢氏 大ざっぱですけども。そういう意味での重みづけという考え。

原嶋主査 今まで我々そういった住民移転とか被影響世帯数の確認というのは代替案を検討する上で非常に大きな要素だった、それはわかっていたかと思うんですけども、そういう判断だけでというケースはもう私の理解というか知ってる範囲ではないですね。

石田委員 すみません、議論混乱させるかもしれないんですが、前同じ委員会の委員である松本さんがインドかバングラデシュかどこかで世銀も住民移転数を計算してみても実際にやってみたらとてつもなく多かったという例を出されたように、難しい国あると思うんですけども、世帯数とその中で平均的な人数を掛けた推定の限界があるので。

そういう場合はどうすればいいかというと、例えばですけども、ナイジェリアにNGOとかナイジェリアに詳しいプロの人にちょっと協力してもらったらどうですか。皆さんの調査ではなかなか今までやってこなかった分野で難しいのでということであれば、そういう人をちょっと雇うというのも手だと思うし。

それから、やはりある制度はともかくとして、ルートごとの人数が出さない、移転

数の人数が出さない代替案はちょっと私も見たことないです。

原嶋主査 ちょっとこの問題はそのままにして、ちょっと先に進ませて。

57番は今のままにしておいてください。

58番は、基本的にはそのまま残していただいて。58番、そのまま残して、現地法を確認すること。最後現地法はどうなってるかと書いてありますけれども、現地法を確認すること。

59番は結構なので。

60番。

二宮委員 60番はそのまま残してください。

原嶋主査 59番、削除で結構です。

60番、そのまま残す。

61番。

米田委員 削除で構いません。

原嶋主査 61番、削除。

62番。

米田委員 62番も削除、63番も削除で構いません。

原嶋主査 64番は結構です。削除です。

二宮委員 65番は残してください、そのまま。

原嶋主査 66番。

米田委員 削除で構いません、同じような話です。

原嶋主査 68番ですね。

二宮委員 削除で結構です。

原嶋主査 69、70は大丈夫ですよ。

米田委員 はい。

原嶋主査 じゃあ、石田先生タイム。

石田委員 すみません、どうも時間たってしまいました。なるべく手早くやります。ただわからないところは。

原嶋主査 若干ダブったところはあるかもしれませんが。言っていたければまたこちらでコメントしますので。では、1番からどうぞ。

石田委員 1番、全体事項で私の1、2、3ですけれども。まず、4以降で皆さんがどんなことを書かれたかを、それに相乗りできるのであればもうそのまま。

原嶋主査 ちょっとまだ宙ぶらりんのところもありますけれども。

石田委員 5番、6番はどんな感じですか。皆さん4に統合、はい。5、6、7、8、9とかもう全部、ああ、なるほど、4に統合なんですね。じゃあ4をもう一回見せていただけますか。

原嶋主査 ちょっと4を直してください。

石田委員 わかりました。ちょっと1番に戻していただけますか。4と一緒に成れるかもしれないんですけども、ちょっと私なりに文章書いてみて、なれるようであれば後で直したほうがいいかも。

じゃあまず2番ですね。2番はやはりこのTCNのところの能力が気になるので、こういうふうなものを考えてみました。本事業について、TCNの実施能力が十分であることを明記すること。これがまず2番ですね。

原嶋主査 TCNはフルネームにしておいてください。

土生 はい。

石田委員 それから、送電容量、これ調査団の人たちも2万は無理だろうと想定してるわけですよね、このままいっても、2012年は。ただ。相手側は2万はいけるといふ数字をはじいてると。なんかとっても怖い、心配ですよね、こういう数字のはじき方の合わないところも。それから、例えば3番では資金調達も容易ではありませんと書いてあって、不安材料は多いんじゃないでしょうかね。

だから、3番、はい、わかりました。送電容量を予定どおりに増加させるために必要な条件及びその見通しについて明記すること。あまり電力に詳しくない人間の考えなのかもしれませんが、あと6年少しで4倍にいきなりなるものなのかなというふうにやはり思うんですね。資金調達も容易ではないし、TCNの実施能力もわからないし、調査団としては2万じゃなくてその4分の3程度じゃないかと思積もっておられるところもあるので、そこはちょっと残したいと思います。

じゃあ、時間もあれですので、一応こうやって残していただいて、あと4番ともしメールのやりとりで一緒になるようであればします。よろしいでしょうか。

原嶋主査 結構です。じゃあ何番かな。

石田委員 だから、2と3で1個ずつ残したんですかね、私。

じゃあ次に代替案の検討なんですけど、教えてください.....

原嶋主査 19番ですね。

石田委員 はい、19、20は結局皆さんが17からずっと懸念されている24番あたりまで懸念されているところとほぼ同感というところなんですね。それで、どうすればいいんでしょうか。私としてはこれ代替案なしにスコーピングの検討をしたというのはかなり難しいと皆さんと全く同じところにくるので、やはりどこかでスコーピング案を見たいし、見なきゃいけない。委員会として見なきゃいけないと思うんですね。そういうところは入るようであれば入れていきたいんですが。

原嶋主査 1番目の問題としては今ご指摘のとおりで、現在の時点では送電線の線形の代替案が決まっていないので我々に情報が提供されていないと。事業部のほうではそれは速やかに提供できるけれども、それをどうするかということですよ。別の機会。

石田委員 代替案の提示は速やかにできる。

原嶋主査 それは先方との関係でオーソライズする必要があるということなんですね、多分。

大嶋 家の戸数とかそういった部分でちょっとまた……

原嶋主査 それによって変わってきますよね。

石田委員 そうなんです。

大嶋 ただ、私どものほうとしてはそれはできるだけ早く渡して。

石田委員 案件によっては今見てきた案件、例えばかかるコストだとか技術的な設計の問題だとか、運営上の問題点や課題なんていう観点も含んだものもありますので、代替案を提示していただけると言われても代替案を比較するための幾つかのクリテリアがあると思うんですよ。そういうものまで含めて提示していただけないでしょうか。それはなしに単に線形だけだとわからないですね。

大嶋 もちろんそこはどういった移動、戸数なんか……

石田委員 現実的な話をすると、それが出てきた段階で私たちがまたJICA側にフィードバックしてやはり取りが何度かあると思うんですよ。1回では多分済まないと思うんですよ。だから、会議であれば一発で済みますけれども、メールで果たしてできるのかなという。それはすごく心配です。

原嶋主査 ちょっと事務局で考えて。もともとちょっと厳しいことを言えば、スコーピングとしての呈をなしていないものをいただいていると言っても過言ではない部分があって、代替案についてね。だから、後から補うと言われても、ドラフトファイナルレポートには間に合わせるのは当然なんですけれども、その前の段階で今のスコーピングの助言委員会の我々の役割は十分こなしているのか。もっと言えば、この段階でこの会議をしたことはタイミングが悪いんじゃないかという感じがするんですけれども、そこは事務局としてはどうお考えですか。

長瀬 先ほど説明させていただいたとおり、いろいろ案件によって熟度が違います。逆にこのタイミングで先生方からきちんと助言をいただいて、そのいただいた助言は当然反映した上で代替案をつくって、それで当然FMEでしたか、彼らに提出される資料はつくっていきますという形になります。

なので、ガイドラインで言うスコーピング案に代替案が含まれないということには絶対ならないと私たちは思っているんですね。ただ、今の段階でほかの調査なんかと比較して多分相場観的におかしくないものは、例えばそれこそ今事業部さんのほうが提案されたような代替案について、今段階のもの、ある意味代替案の検討の原型ですよ、そういったものはほかの調査でも出して検討していただいているというところはありますので、そこについて実際、確かにメール審議だと言ったり来たりというのは何回かあるとは思いますが、不可能ではないと私は思います。

石田委員 例えばそうすると情報提供すること止まりじゃなくて、情報提供し、委員会からのコメントをフィードバックすることというのはいかがでしょうか。

原嶋主査 少し珍しいケースなんですね。多分前例はないんですよ。

石田委員 それを助言委員会からのコメントをフィードバックしないと、スコーピング案を検討したということにはきっとならないと思うんですよ。だから、もう一回委員会やるというのは恐らく物理的にとても難しいことだと思うので、どうすればいいですか。情報をもりました、わかりました、ではないと思うんです。情報をもったらやはりこちらからも、ここの指標はもう少しこんなのを入れたほうがいいんじゃないかとか、この人数はもう少し精度を上げてもらえませんかとか、縦に恐らく、横に選択案があって、ルートA、B、Cで縦に指標があって、一番下に結論が出てくると思うんですよ。例えばルートBが選ばれて、これは移転数が比較的少なく、森林への影響も少ないからこれを選びましたというような記述があると思うんですけれども、それに対して私たちその結論自体にもコメントすることはとても多いわけですから。それをもってもう一度考えていただくとか、それをもって評価していただくというようなステージが必要になって、それで次の実際の、それを念頭に置いてこれから環境社会配慮調査もやってDFRを書くわけですので。それを念頭に置くためにはそこでスコーピング案としての代替案はかなりの程度やり取りの中で固めなきゃいけないはずだと思うんです。あとはそれを現実的にどうやるかと。

原嶋主査 一番心配してるのは、ここにいるメンバーはともかく、全体会合で代替案の送電線の線形について代替案の検討もしないで助言を出すことがいいのかと言われるたらちょっと我々答えられないんですよ、助言委員会、ほかの委員の先生方からね。それが十分な検討なのかと言われるたらちょっと言葉が出なくなっちゃうんですよ、率直に言って。そこはすごく問題なんですね。

石田委員 蒸し返しているようですみません。

長瀬 先ほどの資料を出していただいたところで、多分それに対してコメントいただけるのだと思って、というかコメントしていただくためにお出しするという趣旨ですから、それを要は追加で皆様からの助言として最終的な助言案に盛り込むということは十分可能だと思いますけれども。

大嶋 先ほどの戸数の話なんですけれども、例えばちょっと助言をいただくまでにある程度時間も何も随分かかって、精度の高いものを出すのはある程度時間がかかると思うんですね。他方で、それ以外の例えば森林の部分ですとか影響を受ける田畑の面積とかそういったものはお示しすることはそんなには難しくないと思うので、そういったものを出させていただいた上で、他方で住民の数なのか世帯数なのかはちょっとあれですけども、その部分については大づかみな数字になってしまいますけれども、そういったものを合わせた上で早めのうちに出させていただいて、コメント、助言をいただいて反映させる。

原嶋主査 石田先生、今19番、20番で、ちょっとここはまたいろいろ難しいんですけども、ほかに完全に漏れているとかというのは、今何番でしたかね、ありま

すか。

石田委員 今19ですよ。じゃあこの次いきます。

原嶋主査 はい。ちょっとじゃあ石田先生のところ少し飛ばして、またそこは最後議論させていただくということで。

27番、32番。

石田委員 27番は資料を見させていただきました。添付資料5、ありがとうございます。それで、変えていただいたと思うんですけども、ごめんなさいね、細かくて、10、12、13は何でいきなりBになるのかがわからないんですよ。B、B、C、C、D、CときてD。ここはやはりCじゃないんでしょうか、Cにしておけばいいような気がする。

原嶋主査 助言の部分残していただいて、結果として直すということでもよろしいんじゃないですかね。27番の評価を見直すようにという助言を残したいいただいて。

石田委員 そうですね、わかりました。

原嶋主査 だから、27番は評価を見直すということで助言として残していただく。

石田委員 気になるのは10、12、13なんです。もう一度見直しをしていただいているはずなので、一番気になるのは10、12、13ですね。ジェンダー、遺跡・文化財、水利権、漁業権、入会権、これは後でJICAのほうで書いてください。について供用時の評価を見直すこと。ジェンダー、遺跡・文化財、水利権、漁業権、入会権、供用時の評価を見直すこと。ですから、助言案にするときには後で具体的にジェンダーだとか入れていただければよくて、今はいいです。

じゃあ次いきます。

原嶋主査 32。

石田委員 32はオーケーです。ありがとうございます。

原嶋主査 これは削除。

石田委員 はい。

原嶋主査 35。

石田委員 35は、これは議論を、ちょっと一度だけ質問させてください。この変電所予定地周辺と保護地区の関係については、まだわからないですね、調査してみないとね。

樺沢氏 いや、ここはわかってる部分が出てきましたので、すみません、ここ2、3日で得た情報で。先ほどの、ごめんなさい、保護地区グーグルアースの11番、これがもう既にわかってる保護地区に関しては対象地域からは完全に外れています。保護地区の中を送電線が走るといったようなことはないです。今ラムサール条約の登録湿地にしたいというNGOが動いているところもあって、それはこのピンクの四角で囲ってあるところです。水辺の保護のためでここで調査をやって、ここに保護地区というラムサール条約指定湿地ができたらいいなということでNGOが今環境省に働きかけて

いる段階です。変電所の予定地そのものはこの辺ですので、十分に距離はあるかと思われま

す。もう一つ最近できた保護地区なんですけれども、バウンダリそのものはまだちょっと確認がとれていないんですけれども、ここがラグーンなんです。ラグーンの周りが湿地帯で、恐らくこの周りを保護地区にしようとしているのではないかと思います。というのは、オロゲラグーンプロテクテッドエリアというふうに名前は聞いていて、まだどこがそうなのかというのはバウンダリ決まってないというんですけれども、ここがオロゲラグーンなので。そうすると、すみません、こちらに戻っていただいて、そのラグーンというのがこちらになります。今ここが既存の変電所ですね。ここが新しく建てる、この辺に建てるかなという感じなので。これに関しても十分な距離があるというふうに。

石田委員 なるほど、わかりました。

樺沢氏 ということで保護地区に関しては。

石田委員 すみません、今のスライドをもう一度広げて見せていただけますか。バダグリって英語で書かれているほうの横に、ずっと湿地帯というか海浜の汽水域みたいなのがずっと東西に伸びてますが、そこは保護地としては考えてないんですか。

樺沢氏 考えてないです。というのは、もうここページユなところは人が住んでいて、先ほどのココナッツベルトの下の2枚の写真を出していただくと、どうなっているかというところな感じで、ココナッツがバツと植わってます。

石田委員 わかりました、そういうので。了解です。じゃあ35番、結構です。ありがとうございました。

次が50番。すみません、念のため、これらの種の分布データはIUCNが2008年に報告したものであるため、生息域が著しく変化していることが想定されると、この意味が、この記述を書かれた位置づけはどういうことだったかということをお教えください。報告書の、今回私たちにいただいた資料の中で、これらの種の分布データはIUCNが2008年に。

樺沢氏 どういうことをいったかと言いますと、今の段階でどういう動植物がいるかということは実測はまだされていないので、資料としてIUCNの分布データを使いました。ただし、IUCNの分布データに関しては、こういった種の動物が生息できる条件が過去にあったそういう気候条件も備わっているというだけ、あるいは過去の目撃とかあるいはきちんと観測されているというデータがあって、その地区全体を、その似たような生態系であればバツと網掛けしてるんですね。なので、このラゴスの周辺の状態を見て、もちろん種によるんですね、人的ストレスに耐えられるような種であれば存在している可能性はあるんですけれども、そうじゃない種に関してはもうむしろそういった生息できる条件もそろっていないのではないかとということで、生息分布地ではあるけれども、実際にそこに生息しているかといったら、それを確定するもので

はないと。そういう位置づけで。

なので、理想としてグリッドの中にそういう生息種がいるということは情報としてあるんですけども、じゃあ実際にそういう種が全部対象地域の中に存在しているかというところではないので、それを今後のEIAの中で確認していく必要があるというふうに考えております。

石田委員 だから、これは調査されるんですね。

樺沢氏 はい。

石田委員 わかりました、じゃあ結構です。

それと、ちょっとうっかりしてましたけれども、48や49に関連して。

樺沢氏 表になっていますか。

石田委員 マングローブの図が、補足資料3の図4にマングローブの資料があって、海岸線から50km、100kmぐらいあるようなイメージなんですが、これは農地があったりして飛び飛びなんですよね。

樺沢氏 そうです。

石田委員 はい、わかりました、それであればマングローブについては結構です。大丈夫です。であるので回避できるということで。ずっとマングローブベルトがあるわけじゃないと。

樺沢氏 違います。生息できるような条件が.....

石田委員 わかりました。了解しました。あの図があまりにもすごかったのでびっくりしました。

それから、67番、これはもう私が懸念してる参加者、この段階でどういう人をお呼びしようかということや場所、規模、協議内容等は設定されているということですね。

樺沢氏 はい、大まかにはまずは4カ所、少なくとも、というふうに考えています。

石田委員 わかりました、じゃあ助言にします。ステークホルダー協議の、ですから私の67番の後半の文章を生かしてください。ステークホルダー協議の参加者、場所、規模、協議内容等を明記すること。

樺沢氏 はい。こちらの回答のようなもので。

石田委員 はい。ただ、できる限りステークホルダー協議の参加者、私のほうを使っていたら一番いいと思います。

「この段階で想定される」までを消していただいて、一番前から。「この段階で想定される」までを消してください。ステークホルダー協議のです。じゃあ、冒頭に予定されているにしていだけますか。実施が予定されてるステークホルダー協議の内容を明記すること。

以上です。

原嶋主査 じゃあちょっと戻って順番に。

柴田 今のところに関連して、DFR段階でステークホルダー協議が実施されている

ものもあるかと思うんですけれども、予定されているというのは。

石田委員 じゃあ、ステークホルダー協議2回やるんでしょう。

柴田 はい。そうですね、最低でも。

石田委員 DFRの段階で、はい、両方です、もちろん。だから、これからやるステークホルダー協議の内容を書いてくださいと。

柴田 なので、DFRの段階ではもう2回とも終わってる計画ですね、協議。このコメントはDFRにどう反映していくかということになりますので、恐らくステークホルダー協議の参加者、場所、規模、協議内容等をDFRに明記する……

石田委員 わかりました。違います、ごめんなさい。ステークホルダー協議の実施に当たり、参加者、場所、規模、協議内容等を詳細に計画すること。

樺沢氏 終わってるんですよ。終わったものを……。

柴田 今後実施されるステークホルダー協議について……

石田委員 はい、そうです、まだステークホルダー協議やってないじゃないですか、だから今後実施される。

柴田 実施するに当たり、こういった点に留意することという。

石田委員 留意じゃないです、協議内容等を詳細に計画する。当然それはDFRに反映されると思いますので。

原嶋主査 じゃあ、計画し、その結果をDFRに記述すること。それで。

じゃあ、全体、前に戻って。じゃあ、振り返りながらいきます。

1番目、送電容量、上にナイジェリア国でしようね、2番、3番かな、1番目はそれでいい。2番目は、ナイジェリア国の送電容量が計画どおり。

石田委員 予定どおりを計画どおりに直します。

原嶋主査 それで。

次いってください。鑑み、本事業の必要性及び送電容量等の具体的、ちょっとあれかな、ちょっと何となくあれですね。

米田委員 引っかけますか。

原嶋主査 じゃあ、次いってください。問題は次なのかな、これはいいですね。

ここですよ。結局今はスコーピング案の段階ですよ。これでスコーピングのファイナルができるわけですよ。この次の段階で。それが先方に行くんでしょうけれども、スコーピングのファイナルにはさっきのような幾つかの代替案は載せるお考えがあるんですか。あと、それによってそれぞれ程度の違いはあれ、影響の違いがあるわけですよ。例えば住民の移転の数も概数かもしれないしい比重かもしれないし、あと森林の問題とかアクセス道路の問題とかいろいろ出てきますけれども、その違いというところまではドラフトファイナル、スコーピングのファイナルには載せるつもりは、予定はあるんですか。

大嶋 あります。

原嶋主査 この助言はドラフトファイナルレポート向けの助言なんですか、それともスコーピング案のファイナル向けの助言ですか。

長瀬 基本はドラフトファイナルの記述に何を書いてほしいかということですがけれども、ただその調査の過程でこういったことに配慮して、結果的に先ほどの助言みたいにそれをDFRに明記することというやり方もあります。

原嶋主査 2つ、私が心配してるのは、今これでこういう状態で代替案がちょっと欠けてるという状態でこの会議をスルーさせてしまうということの是非についてはこのメンバーでは最終的に判断しにくいところがあって、全体としてどう判断されるかちょっとわからないんですけれども。そこでスコーピングのファイナルには少なくとも各線形の代替案とそれによる影響の概要でもいいんでしょうけれども、多分それなりに書いていただく必要はあると思うんですね。その段階では比重かも。ドラフトファイナルレポートの段階では、先ほどちょっと厳しいかもしれないけれども、それぞれやはりある程度の数字は……

樺沢氏 その段階では……

原嶋主査 ちょっとだから、この助言がスコーピング案のファイナルに対する提言であれば、少なくとも現時点では送電線の線形についての代替案が決定をしていない。スコーピングの最終版には、ちょっと待ってその前で切ってください。していない。SC、スコーピングでいいですけども、スコーピングの最終版では送電線の線形について代替案とそれぞれの環境影響の概要について記述することは必要だと思うんですよ。で、それに加えて、今日はそれについてはあまり議論をしていないので、我々がそれに少しコメントするかしないか。あとこれから1ヵ月の間にそれをメールで審議して、それをまた助言案に加える。

あと、送電線線形について代替案を提示し、それぞれの環境影響についてはDFRにまた記述と、これはそれでいいと思うんですけども。

今3つに分かれていますけれども、一つ目は、SCの最終版では線形についての代替案とそれぞれの環境影響の概要を記述すること、概要について記述すること。

「等」はいらぬ。真ん中をどうするかですね。コメントすることはできないことじゃないですけども、結局は集まることは現実的には難しい、ごめんなさい、あって、それでまた文章を、メールで。結構でも代替案ごと違うでしょう、現実にはやりだすと。どこまで、最終的にはドラフトファイナルレポートというのは来年の2月とか3月のところである程度出てくるんでしょうけれども、結構違ってきますよね、数はね、多分ね。

清水谷委員 何箇所ぐらい出てきそう、全体のネットワークの。

大嶋 送電線の区間として8。

清水谷委員 8個についてそれぞれ出てくると。量として多いね。少なくとも短い期間で優劣まではちょっとつきにくいと思うんですよ。でも、我々ができる助言の一

つのアイデアとしては、それぞれを評価するときに、この項目を入れてほしいとか、そういうコメントはできるかとは思いますが、やはりでも具体的な何か代替案みたいなアイデアみたいなを出してもらわないと、この項目を評価してほしいというようなことも言いにくいというところがある気はするんですけども。

原嶋主査 10月6日まで若干時間はありますけれども、一堂に会することはちょっと現実にはなかなか難しいと思いますよね。

とりあえず真ん中は抜いていただいて、上と下は大体こんな感じでいいですかね、とりあえずね。

じゃあ、次飛ばしていただいて、次ずっとって確認で。それはいいですよ。10、11、12は、これは何を10か、後から書いておいてください、今はいいですけどもね。ちょっとどこの12か書いておいて。場合によっては項目とか書いておいてください。それは後からで結構です。

あと飛ばして土地利用ですね。結構です。

これもいいですね、大丈夫です。ずっとってください。細かい修文はまたメールで。

建設段階、いいですね。供用開始とともにでもいいですよ、結局両方ということをお願いわけですよ。

米田委員 まあそうですけれども、供用開始については……

原嶋主査 もう入ってるからということですね。

米田委員 ええ、影響が……

原嶋主査 わかりました、じゃあ結構です。

ずっと結構です。

41番、場所を変えるということですね。結構です。

46も結構です。

54、結構です。

55、56、結構です。

さっきの57ですけども、これはやはり残しますので。

58、60、結構です。60見せて。及びが漢字、どっちでもいいですけども、統一してください。

65、本事業、一番最初「本事業」。

結構です。

さっきのところですね、最後、そこですね。あとは大体よろしいですか。そちらも確認やなんか、問題は17ですけども。ほかのところ、この17以外のところで何かありました。

清水谷委員 12番で、事業ごとにEIAをやらないというところ。

原嶋主査 ああ、そうかそうか。

清水谷委員 ただ、妥協案とすれば、EIA報告書の中においてそれぞれの地区に分けて調査結果と評価、対策を記載することとかなんかしっかり地区に分けて評価をするというぐらい。

原嶋主査 それで今。

じゃあいいですか、言います。本事業の対象、さっき何と言った、二宮さん。

二宮委員 事業対象地域、60番ですかね。違う。

原嶋主査 本事業の対象地域が広域であるため、EIAの作成、実施において各地区ごとの特性を考慮し、それぞれの地区、その後がありますね、それぞれの地域に分けて評価を記載すること、そんな感じ。「と」じゃない。「評価し」ですね。とりあえずこんな感じ。

さっきの17のところ、最後、時間が押してしまっておりますけれども、どうしますか。

清水谷委員 全体会でこういうことがあったというようなことを委員会全体で話し合うということはどうなんでしょうか。せめてワーキングのほうで方針決めないといけないですよ。

原嶋主査 ちょっと決めにくいんですよ。それは逃げてるわけじゃなくて、いろいろ意見があるし、解釈があるので、ガイドラインにマッチしたやり方じゃないんじゃないかと言われたときに、こちらちょっと返答できないとかそれに対して抗弁もなかなかしにくいんですよ。現実には代替案はほとんどない、ほとんどと言っては失礼だけれども、ない状態で議論しても。

大嶋 先ほどJICAのほうで補足と言いますか補足資料……

原嶋主査 それはそれで承る。

大嶋 こういう視点でこの報告書、案件について考えます、送電線引く場合に例えばこういう影響があると思いますということで一応条件みたいなのをこちらのほうから提示して。

原嶋主査 問題は結果よりもプロセスだから。私今個人で思ってる考えとしては、これで一たん、細かい文章はまた修文するとしても、あれして、情報提供していただくことは全然構わないんですけども、そこについてはワーキンググループとしては総意としてはまとめられないという状態で次に進むしかない。ワーキングとしては情報、そこについては実質的な議論はできないで進んだということしか。

清水谷委員 個人的な意見は出せるんですけども、何か委員会として集約したものというのは……

原嶋主査 を期待されてもちょっと難しいですよ、現実には。それで全体会合許してくれるかどうかはちょっとわからない。ということです。いかがでしょうか。情報提供していただくのは全然構わないんですけども。

それとも、ちょっと申しわけないけれども、各線形ごとのやはり影響ってもう少し

つけていただかないと、多分どなたが見てもどれがいいかも判断できないし、比重なら比重で今の段階ではやむを得ないかもしれないけれども、ちょっとやはり住民移転数が多いだけにちょっと皆さんかなり心配というか。あとアクセスの具合とかもありますけれども。特に住民移転ですよね、住民移転とか土地の移転ということですからけれども。

どうですか、事務局のほうで何かありますか。

長瀬 今までいろいろメール審議というのはやってきていただいていると思いますし、その中で確かにこういった形で追加でいろいろ資料を提供させていただくというのは非常に例があまりないというふうに思います。ただ、実際かなりメール審議の段階でこれを落としてまたこれを入れてとかそういったところはいろいろやってきていただいているところで、実際に当日欠席された委員の方も含めて調整されているというところもありますので、事務局的にはそこで資料をしっかりといただくというのが前提だと思いますけれども、審議していただくことは可能なのかなというふうには思います。

原嶋主査 今いみじくもおっしゃったけれども、全くこの段階で資料がないものについてはやったことはあまりないと思うんですね。それまで多少こういう回答なんかあって、幾つか議論して、訂正することは確かあったことは事実ですけれども、今いみじくも最初におっしゃったとおり、その段階でほとんどない資料で初見、それ以降でということは多分逆にはないと思うので、ちょっと我々としてはリスクですよね。特に住民移転とか関係してくるし、ちょっと問題が一番大事なところというか。

今言えることは確実にスコーピング、ファイナルの段階ではちゃんと書いていただくということは言えますけれども、それ以上新しい情報に基づいて総意をつくるというのはちょっと難しいですね。

二宮委員 メール上ではちょっと難しいでしょうね。だからほかの助言と同じ熟度のものをそれで並べるとするのはちょっと難しいと思います。

原嶋主査 それぞれの意見はあると思いますけれども。それで全体会で報告して、じゃあもう一回やる必要があると言われればそれはそれで考えなきゃいけないかもしれないし、今回はそれでドラフトファイナルレポートの段階でしっかり代替案の検討が行われているかということを確認して、それはそれでいいという可能性もないわけじゃないので、ちょっと今このメンバーだけでそこまでは結論は出しにくい、出せないというのが本音ですよね。

どうですか、ほかの先生方。

田中委員 これは9月5日の助言委員会に出しますか。

原嶋主査 10月6日。

田中委員 10月にかけますか、なるほど。10月の助言委員会に追加資料を出してみんなの前に出すという手はあるかもしれませんね。

原嶋主査 それはいいんです、その手はありますね。

田中委員 環境レビューにはなる感じですけどもね、恐らく。みんなに確認多分とるという手はあるかもしれませんね。

原嶋主査 それは環境レビューに移るときの話ではありますけれども、スコーピングの段階ではあまりないですね。それはそれで別に出していただくことを拒否するわけじゃないけれども、ここでいうメンバーの合意というか全体の意見をつくれと言われるとちょっとしんどいですね。

あとはちょっとここにありますけれども、全体の文章を直していただいて、またそこは今の点については直すということで。

田中委員 ここでやる意味というのは多分議事録を残すということはあるんですね。

原嶋主査 それもありますね。

田中委員 きちんとした審議の過程を残すという。このワーキングも全体の助言委員会も議事録が出ますよね、全部載せる、だれが何と言ったか。メール審議というのはまあやり方としてはあるんですが、まさに修文だとかこういうプロセスをつくっていく過程ではあり得ると思いますが、あまりそういうことに慣れちゃうと見えないうところで意思形成されているというのはちょっとよろしくないということなんじゃないかな。

ですから、どうしたらいいですかね。

長瀬 例えば、まず資料ができた段階でこの委員の方々にはまず共有させていただく、それでその段階でもしお気づきの点があるのであれば早めにいただいて、例えば全体会議の前にいろいろまとめたり、あるいはこちらのほうで回答できるところは回答を準備させていただくというような感じはできるかと思うんですね。それを見ていただきつつ、例えば全体会合のところで助言を加えるかについてはご議論いただくというのが一つあるかと思いますが、いかがでしょうか。そうすると、別にか隠してというところもなくなりますし。

原嶋主査 今のところそれはどっちも確定できないので、とりあえずはいただくこと自身は別にいいんですけども、いただいてから、現実には難しい。最低限10月の助言委員会には今のものを修文して出すと、それに加えて今課長がおっしゃったようなことができるかどうかは、ちょっと今はだれもコミットはできないと思いますよね。それで情報をいただくこと自身は別に妨げないし、結構ですけども。

田中委員 今おっしゃられたことは一つの対応かもしれませんね。全体助言委員会に出して、補足資料と言いますか補足説明をしていただいて、さらにその時点で助言を修正するあるいは加えることが場合によっては、このメンバープラス全体助言委員会であるかどうか、そういう判断でしょうね。

原嶋主査 ちょっとだから結果については確約できないというか何とも言えないですけども。

田中委員 全体助言委員会が最近やはり長い。結構いろいろ議題が、特にガイドラインの見直しのことが出てきてるんで、結構丁寧にやるとなると時間かかるんですよ。

原嶋主査 大分時間が押してますけれども、とりあえずそういうことで今日はまとめていただいて。あとじゃあ事務局の。

二宮委員 すみません、この上の分、最終的に残るかどうかは別ですけども、移転対象関係の議論もあるので、環境影響だけではなくて、環境社会配慮。

田中委員 環境社会配慮、そうだね。

原嶋主査 すみませんでした、下もそうですね。

では、とりあえず一旦これで。あと事務局。

長瀬 ありがとうございます。

それでは、いただいた助言について早々に清書して皆様にメールで送らせていただきます。助言の確定は10月6日だったと思います、全体会合の日付になりますので。かなり時間がありますので、締切をまた主査に設定していただきつつコメントを集約していただくという形になるかと思います。

今議論していただいているこの17番に関するところにつきましては、資料のほうはなるべく早く出させていただけます。全体会合でいろいろ補足説明もさせていただくことになるかと思います。ただ、なるべく今田中副委員長もおっしゃったように、効率的にその場をやるという意味では、少しでも先にコメントバックをいただければ調査団のほうに我々も照会をかけてきちんと回答を準備したりそういったこともできるかと思いますので、できればそこは早めにいただければありがたいというふうに思います。当日質問いただいてそれで回答できないということもなるべく避けたいと思いますので、そこはもう本当にできればそうしていただければというふうに思います。

原嶋主査 日程はわかりました。ここは時間がありますね。

長瀬 取りまとめのほうはメールのほうはやっていただくということで。

ほかに何かございますか。

原嶋主査 あと何かクラリファイすることがあれば。大丈夫ですか、個別でほかのところも。ちょっと今そこばかり申し上げて、ほかのところでも何か多少気になることがあったら確認しておいてください。大丈夫ですか。

長瀬 もしメール審議のほうで調査のやり方をどこまで深くやるのかとか、そういうのがわからない場合はまたこちらからも質問させていただきます。

原嶋主査 とりあえずそこまではそういうことですね。よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

長瀬 どうもありがとうございました。

原嶋主査 長引いてすみませんでした。

午後5時28分閉会